令和8年 11 月 16 日更新

市有地の随時募集（先着順）による売払い案内書

買受けを希望される方は、この案内書及び関係書類をよく読み、内容を十分把握したうえでお申込みください。

長浜市 総務部 財政課　財産活用政策室

目　　次

ページ

◆はじめに・・・

はじめに

長浜市（以下「市」という。ただし、所在地等を表す場合を除く。）では、次の市有地を一般競争入札に付したところ入札者がなかったため、随時募集（先着順）により売払います。

買受けを希望される方は、この「案内書」をよくお読みになったうえでお申込みください。

なお、随時募集（先着順）による市有地の売払いとは、受付の先着順に、書類審査により買受人を決定するものです。ただし、申込み受付時点において、受付場所に同一物件の申込者が複数いた場合は同着とし、買受価格が高い申込者から受付の順番を決定する方法です。

物件１については、油分離槽等の設備を買受人に撤去していただく条件を付しています。

【売買物件】

物件番号	物件所在地	現況地目	実測面積（㎡）	最低売却価格（円）
1	長浜市小堀町字農神１０５番１	雑種地	１，８７５．３４	４８，０００，０００
2	長浜市湖北町速水字北中瀬２９６２番	宅地	１，１９６．２１	２６，０７７，０００
3	長浜市北野町字野神４５４番２	雑種地	１８６．１５	９１６，０００
4	長浜市東上坂町字野神１５３３番７	宅地	１７９．５８	１，６９０，０００
5	長浜市木之本町木之本字八ツ塚６１８番１ 外１筆	雑種地	６４９．９３	５，５７７，０００
6	長浜市高畑町字油田３３３番	宅地	４１３．０５	２，４４０，０００

（注１）　売買成立のほか、都合により受付を終了する場合があります。

（注２）　現状有姿のまま売却します。

（注３）　各物件の詳細については、別紙の「物件調書」をご覧ください。

（注４）　売払いの詳細については、「市有地の随時募集（先着順）による売払い要綱」をご覧ください。

【問い合わせ先】
〒５２６－８５０１
長浜市八幡東町６３２番地
長浜市 総務部 財政課　財産活用政策室
電　話　　０７４９－６５－１７１７（直通）
ＦＡＸ　　０７４９－６３－４１１１
e-mail　　zaikatsu@city.nagahama.lg.jp

１　市有地の随時募集（先着順）による売払いの流れ

１．買受けの申込み

随時受付

（土曜日、日曜日及び祝日と年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く。）

受付時間　午前９時１５分から午後４時４５分まで

別添の市有地買受け申込書を直接、総務部財政課　財産活用政策室へ持参してください。郵送、電話、ファックス、電子メールでの申込みはできません。

↓

２．買受人の決定

申込者としての資格要件を満たし、市があらかじめ定めた最低売却価格以上で最初に申し込まれた方を買受人とします。ただし、申込み受付時点において、受付場所に同一物件の申込者が複数いた場合は同着とし、買受価格が高い申込者から受付の順番を決定します。

↓

３．契約保証金の納付

契約締結と同時に契約保証金として売買代金の１０/１００に相当する額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、端数を切り上げた額）以上の額を納付していただきます。

↓

４．土地売買契約の締結

買受人が決定した日の翌日から起算して７日以内に、市有地売買契約を締結していただきます。市有地売買契約書のうち、市保管用の１部に貼付する収入印紙は、買受人の負担となります。

↓

５．売買代金の支払い

契約締結後、市が発行する納入通知書により契約締結日から３０日以内に全額をお支払いしていただきます。

なお、契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。

↓

６．所有権移転登記

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。登記の手続きは、市が行います。登録免許税等、所有権の移転に要する一切の費用は、買受人の負担となります。

７．撤去工事（物件番号１）

油分離槽及び低圧引込柱等は、所有権移転の日から１年以内に買受人の負担により撤去していただきます。

２　買受けの申込み

１　売払い案内書（申込用紙）の配布

【配布期間】

随時配布中

（土曜日、日曜日及び祝日と年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除きます。）

配布時間　午前９時００分から午後４時４５分まで

【配布場所】

長浜市役所本庁　財政課財産活用政策室	長浜市八幡東町６３２番地
長浜市役所北部合同庁舎　北部管理課	長浜市木之本町木之本１７５７番地２

本書は、市のホームページ（https://www.city.nagahama.lg.jp）からも、ダウンロードできます。

２　申込資格

（１）個人、法人を問わず、下記に記載する「申込みができない方」に該当する方を除き、どなたでも申込みしていただけます。

（２）申込みをされた方の名義で、その物件の売買契約を締結することとなります。

（３）２名以上の共有名義で申込みすることもできます。

（４）申込資格の確認のため、申込者の情報を警察当局に照会します。照会の結果、申込者が暴力団等に該当すると判明した場合には申込資格を取り消します。

（申込みができない方）

次の①から⑤のいずれかに該当する方は、申込みできません。共有者のうち１名でも該当する方がある場合も同様です。

① 当該申込みに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年を経過しない者

（ア）市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ）市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
（ウ）申込者が市と契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者
（エ）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定により、市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
（オ）正当な理由がなく市との契約を履行しなかった者
（カ）前記（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者を、契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれかに該当する者（法人による参加の場合、当該法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）
（ア）暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者
（イ） 売払いする市有地を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
（ウ） 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
（注）役員等とは、「法人の役員及びその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
（エ） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者
（オ） 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
（カ）暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
（キ）暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
（ク）暴力団等又は前記（ア）から（キ）までのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

④ 前記②又は③に該当する者の依頼を受けて、申込みしようとする者

⑤ 地方自治法第２３８条の３第１項に規定する公有財産に関する事務に従事する市の職員

【参考】暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

第２条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）暴力的不法行為等　別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

（２）暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（３）指定暴力団　次条の規定により指定された暴力団をいう。

（４）指定暴力団連合　第４条（指定暴力団の連合体として指定）の規定により指定

された暴力団をいう。
(5)指定暴力団等　指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
(6)暴力団員　暴力団の構成員をいう。
(7)暴力的要求行為　第９条（暴力的要求行為の禁止）の規定に違反する行為をいう。
(8)準暴力的要求行為　一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第９条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

３　申込方法

市有地買受け申込書、誓約書、役員一覧（法人の場合のみ）及び土地利用計画書に必要事項をもれなく記入し押印のうえ、申込受付場所に持参し提出してください。郵送、電話、ファックス、電子メールでの申込みはできません。

また、同一物件について、同一人（共有者を含む）が重複して申し込むことはできません。

【申込受付期間】
随時受付中
（土曜日、日曜日及び祝日と年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除きます。）
受付時間　午前９時１５分から午後４時４５分まで

【申込受付場所】
長浜市八幡東町６３２番地
長浜市 総務部 財政課　財産活用政策室 （長浜市役所　本庁舎４階）

買受人は受付の先着順で決定しますので、申込みのあった物件は、その時点で受付を終了します。

４　申込みに当たっての注意事項

（１）申込書は、必ず所定の様式（様式第１号）を使用してください。
（２）申込書は、申込者の住所・氏名を記入のうえ、印鑑を必ず押印してください。
なお、法人の場合は、法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。
（３）申込書への金額記入には、アラビア数字（０，１，２，３…）を使用し、最初の数字の前に「￥」を記入してください。
（４）<u>次のいずれかに該当する申込みは無効としますのでご注意ください。</u>
①申込資格がない者の申込み
②所定の申込書によらない申込み
③申込者の記名押印がない申込み
④買受価格、申込者の氏名、その他主要部分が識別し難い申込み

⑤買受価格を訂正した申込み
⑥買受価格が、事前に公表した最低売却価格を下回る申込み
⑦申込みに関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の申込み
⑧市有地の随時募集（先着順）による売払い要綱に違反した申込み

（受付場所案内図）

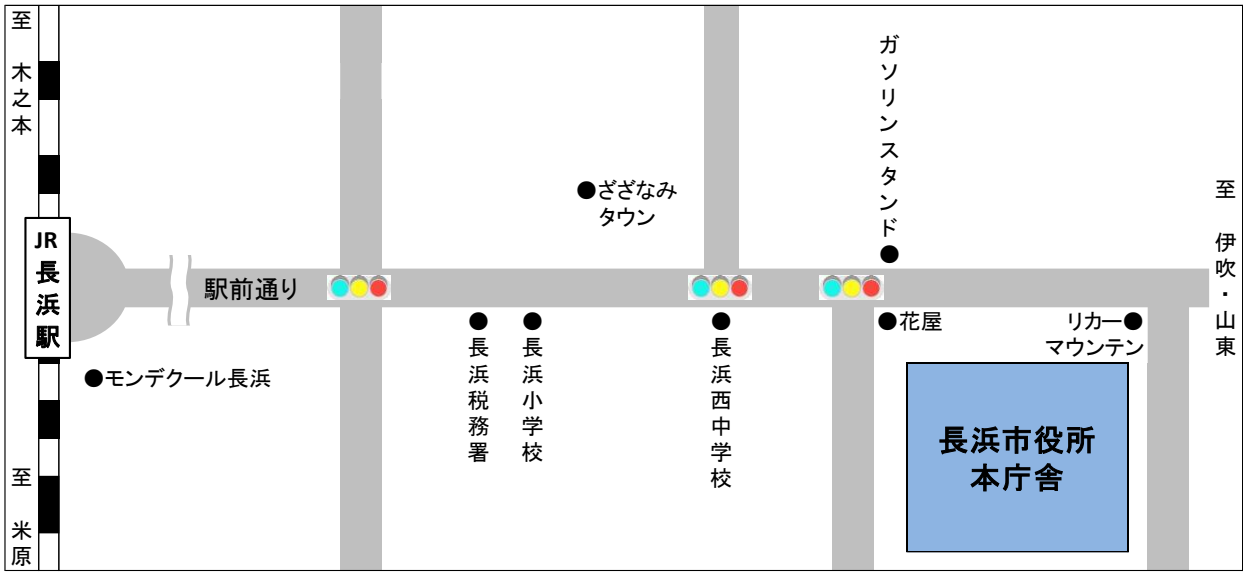

●徒歩　ＪＲ長浜駅から駅前通りを東に徒歩約１５分
●バス　ＪＲ長浜駅から市立長浜病院線、近江長岡線、市内循環線で「市役所前」下車すぐ

３　買受人の決定

買受人の決定は、有効な受付の先着順に、書類審査により決定します。

ただし、申込み受付開始時点において、受付場所に申込者が複数いた場合は同着とし、買受価格が高い申込者から受付の順番を決定します。また、複数の申込が同着であり、買受金額が同額である場合は、くじによる抽選により受付の順番を決定します。申込者がくじを引かない場合は、代わって当市職員がくじを引くものとし、申込者は抽選結果に異議を申し立てることはできません。

申込書の受付後、市において申込者が「市有地の随時募集（先着順）による売払い要綱」第３条の資格を満たしているか書類審査を行い、申込者の資格を満たしていると認められた場合、申込者に対し書面により買受人決定の通知を行います。

４　契約の締結

１　契約の締結

（１）市と買受人との売買契約は、当該物件の買受人決定の日の翌日から起算して７日以内に市有財産売買契約書により締結しなければなりません。

（２）売買契約は、必ず「申込者」名義で締結してください。
共有名義で申込まれた場合は、「共有者全員」の名義で締結してください。
共有名義の場合は、契約締結までに持分を決定しておいてください。

（３）買受人が期限までに契約を締結しない場合は、決定買受人としての効力を失います。

（４）市有地売買契約書（市保管用１部）に貼付する収入印紙は、買受人の負担となります。

（５）契約を締結する際には、
①実印
②印鑑（登録）証明書（発行から３か月以内のもの）
③住民票又は外国人登録済証明書（個人の場合）、法人登記事項証明書及び資格証明書（法人の場合）が必要になります。この手数料についても買受人の負担となります。

（６）買受人が、その買受ける物件を下記の契約上の条件に反する用途に使用するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。

２　契約上の条件

売買契約には次の条件を付します。

（１）**公序良俗に反する使用の禁止**

①買受人は、売買物件及び売買物件上に建設した建物（以下「売買物件等」という。）を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団その他反社会団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

②買受人は、売買物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。

（２）**風俗営業等の禁止**

①買受人は、売買物件等を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第１３項に規定する接客業務受託営業の用に使用してはならない。

②買受人は、売買物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。

（３）**賃貸等の制限**

①買受人は、売買物件の売買契約締結の日から起算して５年間（以下「指定期間」という。）は、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により市の書面による承認を得たときはこの限りでない。

②買受人は、指定期間内に市の承認に基づいて第三者に売買物件を賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、上記（１）及び

（２）に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

（４）**所有権移転の制限**

①買受人は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転をしてはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により市の書面による承認を得たときはこの限りでない。

②買受人は、指定期間内に市の承認に基づいて第三者に所有権移転をする場合は、上記（１）及び（２）に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

（５）**実地調査**

上記（１）から（４）について、市が必要と認めるときは実地調査を行うものとし、それに対し買受人は協力しなければならない。

（６）**違約金**

上記（１）から（４）の条件に違反した場合は、売買代金の３割に相当する金額を、（５）の義務に違反した場合は、売買代金の１割に相当する金額を違約金として市に支払うこと。

（７）その他

（物件番号１）

①油分離槽（敷地南側里道の雨水排水管含む）及び低圧引込柱は、所有権移転の日から１年以内に買受人の負担により撤去するとともに、市有地部分については土で埋め戻して舗装してください。

②マンホールポンプ場は現在使用していませんが、マンホールポンプ場からの排水管が敷地南側の里道に埋設されています。マンホールポンプ場を撤去又は何らかの工事等を施工する場合は、買受人の負担により当該排水管を敷地内で縁切りし、キャップ等で閉塞してください。

５　売買代金の支払い

（１）買受人は、市有地売買契約の締結と同時に契約保証金（売買金額の１０/１００に相当する額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額）を納付してください。

（２）買受人は、契約締結後、市が発行する納入通知書により契約締結日から３０日以内に、売買代金を全額納付しなければなりません。なお、契約保証金は売買代金に充当することができます。また、契約保証金には利子を付けません。

（３）契約締結後、売買代金の支払が契約締結日から３０日以内に行われなかった場合には、売買契約を解除のうえ、契約保証金は違約金としていただき、お返ししません。

６　所有権の移転登記

（１）売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
（２）所有権移転登記の手続きは、市が行います。
（３）共有者全員の名義で売買契約を締結した売買物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。共有持分については、契約締結までにご連絡ください。
（４）所有権移転登記に必要な登録免許税は買受人の負担となります。市有地売買契約の締結時に必要となる金額の収入印紙を持参してください。
（５）上記（４）について、登録免許税が非課税となる場合があります。この場合は買受人から申し出てください。また、買受人にて非課税証明書を準備してください。
（６）買受人は、売買物件の所有権を市から所有権移転登記する前に、その売買物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

７　個人情報について

買受けの申込みのために提出された書類等に記載された個人情報は、売払い事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

８　その他の注意事項

（１）買受けの申込みをされる場合は、物件調書に記載の条件等の内容を十分に確認してください。不明な点は、長浜市総務部財政課　財産活用政策室（電話：０７４９－６５－１７１７）までお尋ねください。
（２）売買物件の引き渡しは現状有姿のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。現地説明会は実施いたしません。
（３）建物を建築するにあたっては、都市計画法、建築基準法及び県、市の条例等により指導等がなされる場合や地元自治会の負担金等が必要となる場合がありますので、**必ず関係機関にあらかじめ確認してください。**
（４）買受人は、売買契約締結後、売買物件が契約の内容に適合しないことを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

ただし、買受人が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に規定する「消費者」である場合は、売買契約締結の日から２年間は、市は協議に応じます。なお、市の責任の範囲は、売買代金の額を限度とします。

【参考】消費者契約法（平成１２年法律第６１号）抜粋

第２条　この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

（５）売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は買受人の負担とします。

（６）売買物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。

（７）買受人が、売買契約書に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

（８）売買物件の利用にあたっては、法令等の規制を遵守しなければなりません。

（９）立木の伐採、フェンス、囲障・擁壁などの撤去は市では一切行いません。

(10) 売買物件の利用にあたっては、周辺地域の環境保全に十分配慮するとともに、事前に地元自治会及び周辺住民と協議・調整を図り、地域住民の理解を得るよう努めなければなりません。

(11) 売買契約締結の相手方の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名）、物件の所在地、地目、地積及び契約金額について公表することがあります。

市有地の随時募集（先着順）による売払い要綱

（売買物件）

第１条　随時募集（先着順）にて売払う市有地は、次のとおりとする。

物件番号	物件所在地	現況地目	実測面積（㎡）	最低売却価格(円)
1	長浜市小堀町字農神１０５番１	雑種地	１，８７５．３４	４８，０００，０００
2	長浜市湖北町速水字北中瀬２９６２番	宅地	１，１９６.２１	２６，０７７，０００
3	長浜市北野町字野神４５４番２	雑種地	１８６．１５	９１６，０００
4	長浜市東上坂町字野神１５３３番７	宅地	１７９．５８	１，６９０，０００
5	長浜市木之本町木之本字八ツ塚618 番１外１筆	雑種地	６４９．９３	５，５７７，０００
6	長浜市高畑町字油田３３３番	宅地	４１３．０５	２，４４０，０００

２　受付期間

随時受付である。ただし、土曜日、日曜日及び祝日と年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く。売買成立のほか、都合により受付を終了する場合がある。

３　申込受付場所

長浜市八幡東町６３２番地

長浜市 総務部 財政課　財産活用政策室　（長浜市役所　本庁舎４階）

（売払い条件）

第２条　売払いにあたり次の条件を付する。

(1) 買受人は、売買物件及び売買物件上に建設した建物（以下「売買物件等」という。）を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

(2) 買受人は、売買物件等を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第１３項に規定する接客業務受託営業の用に使用してはならない。

(3) 買受人は、売買物件の売買契約締結の日から起算して５年間（以下「指定期間」という。）、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により長浜市（以下「市」という。）の書面による承認を得たときはこの限りでない。

(4) 買受人は、指定期間内に第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、本要綱に規定する買受人の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(5) 買受人は、売買物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第１号及び第

２号の義務に反する使用をさせてはならない。

(6) 買受人は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転をしてはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により市の書面による承認を得たときはこの限りでない。

(7) 買受人は、指定期間内に第三者に所有権移転をする場合は、本要綱に規定する買受人の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(8) 市は、本要綱に規定する買受人の義務の履行状況について必要があると認めるときは、随時実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、買受人は、市の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を正当な理由なくして怠ってはならない。

(9) 買受人は、第１号から第７号に規定する条件のいずれかに違反した場合には違約金として市に対し売買代金の１００分の３０に相当する額（その額に１，０００円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。

(10) 買受人は、第８号の義務に違反した場合には、違約金として市に対し売買代金の１００分の１０に相当する額（その額に１，０００円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。

（買受けの申込みができない者）

第３条 次の各号のいずれかに該当する者は、買受けの申込みをすることができない。また、買受人の決定後において買受けの申込者の資格を有していないことが判明した場合には、その者がした申込みは無効とする。共有者のうち１人でも該当する者がある場合も同様とする。

(1) 当該申込みに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年を経過しない者

ア　市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　申込者が市と契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定により、市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなく市との契約を履行しなかった者

カ　前記アからオまでのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれかに該当する者（法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）

ア　暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者

イ　売払いする市有地を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者

ウ　法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴

力団等を利用している者

オ　暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者

ク　暴力団等又は前記アからキまでのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 前記（2）又は（3）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(5) 地方自治法第２３８条の３第１項に規定する公有財産に関する事務に従事する市の職員

（買受けの申込み）

第４条　申込みしようとする者（以下「申込者」という。）は、市有地買受け申込書（様式第１号）、誓約書（様式第２号）、役員一覧（様式第３号）（法人の場合のみ）及び土地利用計画書（様式第４号）を別に市長が指定する時間、場所に持参し、提出しなければならない。

２　郵送、電話、ファックス及び電子メールによる買受けの申込みは認めない。

３　同一売買物件について、同一人（共有者を含む）が重複して申し込むことはできない。

（留意事項）

第５条　申込者は、本要綱、物件調書及び市有地売買契約書の各条項並びに売買物件の法令上の規制を全て承知したうえで申込みするものとする。

２　申込手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

（申込みの受付日時及び場所）

第６条　買受けの申込みは、第１条に掲げる期間及び場所において受け付ける。

（申込書の記入方法）

第７条　申込書には、買受価格、申込者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名及び氏名）その他所定の事項を記入のうえ、申込者の印（共有者がある場合は、共有者全員の印）を押さなければならない。

２　買受価格はアラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に￥の記号を付さなければならない。

（無効となる申込み）

第８条　次のいずれかに該当する申込みは、無効とする。

(1) 申込資格がない者の申込み

(2) 所定の申込書によらない申込み

(3) 申込者の記名押印がない申込み

(4) 買受価格、申込者の氏名、その他主要部分が識別し難い申込み

(5) 申込価格を訂正した申込み

(6) 買受価格が事前に公表した最低売却価格を下回る申込み

(7) 申込みに関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の申込み

(8) 本要綱に違反した申込み

（買受人の決定方法）

第９条　買受人の決定は、次に掲げる方法による。

(1) 有効な受付の先着順に、書類審査により買受人を決定する。ただし、申込み受付時点にお

いて、受付場所に同一売買物件の申込者が複数いた場合は同着とし、買受価格が高い者から受付の順番を決定する。

(2) 同一売買物件に複数の申込みが同着であり、買受価格が同額である場合は、くじによる抽選により受付の順番を決定する。この場合、申込者が抽選のくじを引くものとするが、申込者がくじを引かない場合は、代わって当市職員がくじを引くものとし、申込者は抽選結果に異議を申し立てることはできない。

(3) 申込書の受付後、市は申込者が第３条に規定する資格を満たしているか書類審査を行い、申込者の資格を満たしていると認められた場合、申込者に対し書面により買受人決定の通知を行うものとする。

(4) 買受人として決定した者との契約が不調となった場合において、受付の次順位の申込者が申込資格を満たしている場合は、当該者を買受人とし、書面により買受人決定通知を行うものとする。次順位の申込者が申込資格を満たしていない場合は、さらに次順位の申込者の申込資格を確認するものとし、以降同様とする。なお、買受人へ売払いが完了した場合は、次順位の申込者へ売払い完了の通知を行うものとする。

（契約の締結）

第 10 条　市と買受人は、買受人決定の日の翌日から起算して７日以内に市有地売買契約を締結するものとする。

２　市は、買受人がその買受けする物件（以下「買受け物件」という。）を公序良俗に反する用途又は風俗営業等の用途に使用するおそれがあるときは、契約を締結しないことができる。

（契約保証金等）

第 11 条　買受人は、次のとおり契約保証金等を納付するものとする。

(1) 買受人は売買契約締結と同時に、売買代金の１００分の１０に相当する額（その額に１，０００円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額を契約保証金として納付するものとする。

(2) 買受人は、売買契約締結後、市が発行する納入通知書により、契約締結日から３０日以内に売買代金を全額納付するものとする。この場合において、契約保証金は売買代金の一部に充当することができる。

２　契約保証金には、利子を付けない。

（契約保証金の帰属）

第 12 条　買受人が契約書に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として市に帰属するものとする。

（所有権の移転時期）

第 13 条　買受け物件の所有権移転は、売買代金の支払を完了したときとする。

２　買受け物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

（所有権移転登記前の譲渡の禁止）

第 14 条　買受人は、買受け物件の所有権を市から所有権移転登記する前に、買受け物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

（公租公課等）

第 15 条　買受け物件の所有権移転登記に要する登録免許税（免除となる場合は、免除を証明する書類の取得費）、売買代金完納後の公租公課等は、買受人の負担とする。

２　買受け物件の所有権移転登記に要する登録免許税が非課税となる場合は、買受人が自ら申し出、かつ、非課税証明書を準備するものとする。

（危険負担）

第 16 条　契約の締結の日から買受け物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰することのできない事由により、買受け物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、買受人が負担するものとする。

２　買受け物件の引渡し後において買受け物件に関して土壌汚染その他の汚染があることが判明した場合においても、買受人は、市に対して当該汚染の浄化費用その他乙が受けた損害の賠償請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（相隣関係等）

第 17 条　売買物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しない。

（契約不適合）

第 18 条　買受人は、売買契約締結後、買受け物件が契約の内容に適合しないことを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、買受人が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に規定する消費者である場合は、売買契約締結の日から２年間は、市は協議に応じるものとする。なお、市の責任の範囲は、売買代金の額を限度とする。

（工作物の撤去等：物件番号１のみ）

第 19 条　油分離槽（敷地南側里道の雨水排水管含む）及び低圧引込柱は、所有権移転の日から１年以内に買受人の負担により撤去するとともに、市有地部分については土で埋め戻して舗装するものとする。

２　マンホールポンプ場を撤去又は何らかの工事等を施工する場合は、買受人の負担により当該排水管を敷地内で縁切りし、キャップ等で閉塞するものとする。

（遵守事項）

第 20 条　申込者は、本要綱に規定するもののほか、申込み方法等の指示事項を遵守しなければならない。

（その他）

第 21 条　この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

市有財産売買契約書（案）

売渡人　長浜市長　浅見宣義（以下「甲」という。）と買受人　○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

所在地	現況地目	地積（㎡）

（売買代金）

第３条　売買物件の売買代金は、金○○,○○○,○○○円とする。

（契約保証金）

第４条　甲及び乙は、この契約を締結するにあたり、乙が甲に契約保証金として金○,○○○,○○○円を支払ったことを確認する。

２　前項の契約保証金には、利子を付さない。

（売買代金の納付）

第５条　乙は、第３条に定める売買代金を、甲が発行する納入通知書により、この契約締結の日から３０日以内に、甲に支払わなければならない。

２　前条第１項に規定する契約保証金は、売買代金の一部に充当することができる。

（所有権の移転及びその時期）

第６条　売買物件の所有権は、売買代金が完納されたときに、甲から乙に移転するものとする。

２　売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状有姿のまま引き渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）

第７条　所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求に基づき甲が嘱託するものとし、乙はこれに必要な書類等を甲に提出するものとする。

２　前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

３　甲は、乙からの当該登記に要する費用の負担を確認した後に、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

（危険負担）

第８条　この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰することのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

２　売買物件の引渡し後において売買物件に関して土壌汚染その他の汚染があることが判明した場合においても、乙は、甲に対して当該汚染の浄化費用その他乙が受けた損害の賠償請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（相隣関係等）

第９条　乙は、自己の責任と費用負担にて境界に係る問題をすべて処理するものとする。

２　前項の問題について、乙は、甲に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできない。

（契約不適合）

第１０条　乙は、この契約締結後、売買物件が本契約の内容に適合しないことを発見しても、甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に規定する消費者である場合は、この契約の締結の日から２年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲は、売買代金の額を限度とする。

（売買物件の賃貸等の制限）

第１１条　乙は、この契約の締結の日から起算して５年間（以下「指定期間」という。）は、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

２　乙は、売買物件を甲の承認に基づいて第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、本契約に定める乙の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

（用途制限）

第１２条　乙は、売買物件及び売買物件上に建設した建物を利用するにあたり、次に掲げる用途に供してはならない。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第１３項に規定する接客業務受託営業の用途

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動をするための用途

（３）土地の利用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和、調整に支障を及ぼす用途

（４）前３号に掲げるもののほか、公序良俗に違反する用又は公共の福祉に反する用途

２　乙は、土地の利用に当たり、日照、通風等に留意するとともに、電波障害、騒音、臭気、廃水による水質汚濁等の防止に関し、乙の責任において必要な措置を講じなければならない。

３　乙は、土地利用に当たり官公署等との協議、届出等が必要なときは、乙の責任において行うものとする。

（売買物件の譲渡の制限）

第１３条　乙は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転してはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

２　乙は、指定期間内に売買物件を甲の承認に基づいて第三者に所有権移転を行う場合は、本契約に定める乙の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

（実地調査等）

第１４条　甲は、この契約に規定する乙の義務の履行状況について必要があると認めるときは、随時実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は甲の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を正当な理由なくして怠ってはならない。

（違約金）

第１５条　乙は、第１１条から第１３条までの条件に違反した場合には、違約金として甲に対して売買代金の１００分の３０に相当する額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。

２　乙は、前条の義務に違反した場合には、違約金として甲に対して売買代金の１００分の１０に相当する額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。

３　第１項及び前項の違約金は、違約罰であり、第１７条第４号及び第１９条に規定する損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

（契約の解除）

第１６条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、直ちに何らの催告を要せずにこの契約を解除することができる。

２　乙は、前項による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

３　乙は、本契約に定めるもののほか、原則として自己都合による契約解除はできないものとする。

（返還金）

第１７条　甲が、前条の規定に基づきこの契約を解除したときは、次によるものとする。

（１）売買代金が支払われていないときは、契約保証金は違約金として甲に帰属するものとする。

（２）既に売買代金が支払われたときは、甲は、乙に対し、既納の売買代金に利子を付けないで返還するものとする。ただし、第５条第２項の規定により契約保証金の充当が既になされたときは、その相当額を違約金として既納の売買代金から差し引いたうえ、残額を返還するものとする。

（３）前号以外の乙が負担した契約費用及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は、返還しないものとする。

（４）甲に損害があった場合、甲は乙にその賠償を請求することができるものとする。

（５）乙に損害があった場合でも、乙は甲にその賠償を請求することができない。

（６）第１号及び第２号の違約金は、違約罰であり、第４号及び第１９条に規定する損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

（原状回復）

第１８条　甲が第１６条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は自己の費用と責任において、売買物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを必要としないと認めるときは、この限りでない。

（損害賠償）

第１９条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（返還金の相殺）

第２０条　甲は、第１７条第２号の規定により売買代金を返還する場合において、乙が同条第４号の損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と当該損害賠償金を相殺することができるものとする。

（契約の費用）

第２１条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（公租公課等の負担）

第２２条　売買物件の引渡し後に発生した公租公課等は、乙の負担とする。

（法令等の遵守）

第２３条　乙は、売買物件を利用するにあたっては、当該売買物件に係る法令等の規制を遵守しなければならない。

（管轄裁判所）

第２４条　この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

（疑義の決定等）

第２５条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえこれを決定するものとする。

物件番号１の場合のみ

（工作物の撤去等）

第２６条　乙は、油分離槽（敷地南側里道の雨水排水管含む）及び低圧引込柱は、所有権移転の日から１年以内に乙の負担により撤去するとともに、市有地部分については土で埋め戻して舗装しなければならない。

２　乙は、マンホールポンプ場を撤去又は何らかの工事等を施工する場合は、乙の負担により当該排水管を敷地内で縁切りし、キャップ等で閉塞しなければならない。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　長浜市八幡東町６３２番地
長浜市長　浅見　宣義

乙

物　　件　　調　　書

物件番号	1	所在地	滋賀県長浜市小堀町字農神105番1		
最低売却価格			48,000,000円		
面　積	実測面積　1,875.34㎡ 公簿面積　1,875㎡		地　目	現況地目　雑種地 登記地目　雑種地	
接面道路の状況	西側：県道伊部近江線　現況幅員　約6m　　舗装済　高低差無				
法令等による制限	都市計画区域	市街化区域		用途地域	第1種住居地域
	建　ぺ　い　率	60%		容　積　率	200%
私道等の負担に関する事項		負担なし			

供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名 電話番号
	電気	関西電力	－	関西電力送配電（株） 0800-777-8810（コールセンター）
	ガス	プロパンガス もしくは都市ガス	－	ー ー
	上水道	水道企業団	西側道路配管有	長浜水道企業団 0749-62-4101
	下水道	公共下水道	西側道路配管有	長浜市下水道施設課 0749-65-1601

現地までの交通機関		
	鉄道	JR北陸本線　長浜駅　物件の西方　（道路距離）約3.0km
	バス・乗合	湖国バス(市内循環線）「川崎南」停留所　物件の北西（道路距離）約380m

備考

1. 開発等（建築を含む。）にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合がありますので、買受けの申込みをする方は、あらかじめ長浜市都市計画課開発調整室（0749-65-6903）、建築課建築指導室（0749-65-6543）に照会してください。

2. 上水道の引き込みはされていません。上水道を使用される場合は、長浜水道企業団(0749-62-4101)へご連絡ください。なお、使用に係る費用は買受人で負担してください。

3. 下水道管の敷地内への引き込みはされていません。公共汚水ますを設置される場合は長浜市下水道施設課（0749-65-1601）へ申込みをしてください。なお、ます設置に係る受益者負担金が別途必要です。

4. 電気・ガス・給排水等の整備は、買受人の負担で整備してください。

5. 本件土地と隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。

6. 本件土地の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。

7. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。

8. 本件土地は、土地に付随する車止め、電灯柱、柵、低圧引込柱等の工作物のほか、油分離槽、マンホールポンプ場の地下工作物について、現状有姿での引渡しとなります。十分現地をご確認ください。ただし、油分離槽及び低圧引込柱については、所有権移転日から1年以内に買受人の責任と負担により撤去を行ってください。

9. 油分離槽の撤去後、市有地については、買受人の責任と負担により、土を埋め戻し、舗装してください。

10. マンホールポンプ場は現在使用していませんが、マンホールポンプ場から排水管が敷地南側の里道に埋設されています。マンホールポンプ場を撤去又は何らかの工事等を施工する場合は、買受人の負担により当該排水管を敷地内で縁切りし、キャップ等で閉塞してください。

11. その他、工作物の状況について、①引込柱について、電気契約は廃止しています。②電灯は近年使用しておらず、稼動等の点検は行っていません。

12. 油分離槽の撤去とともに、敷地南側里道の雨水排水管も1年以内に撤去してください。

13. 敷地西側の都市計画道路(県道)について、本件土地上に法線はかかっていないものの、今後、都市計画道路を整備する際、追加買収の可能性があります。

※物件調書の記載内容についての問い合わせ:長浜市財政課財産活用政策室(0749-65-1717)

※この物件調書は、買受けの申込みをする方の参考資料です。

※申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

位置図

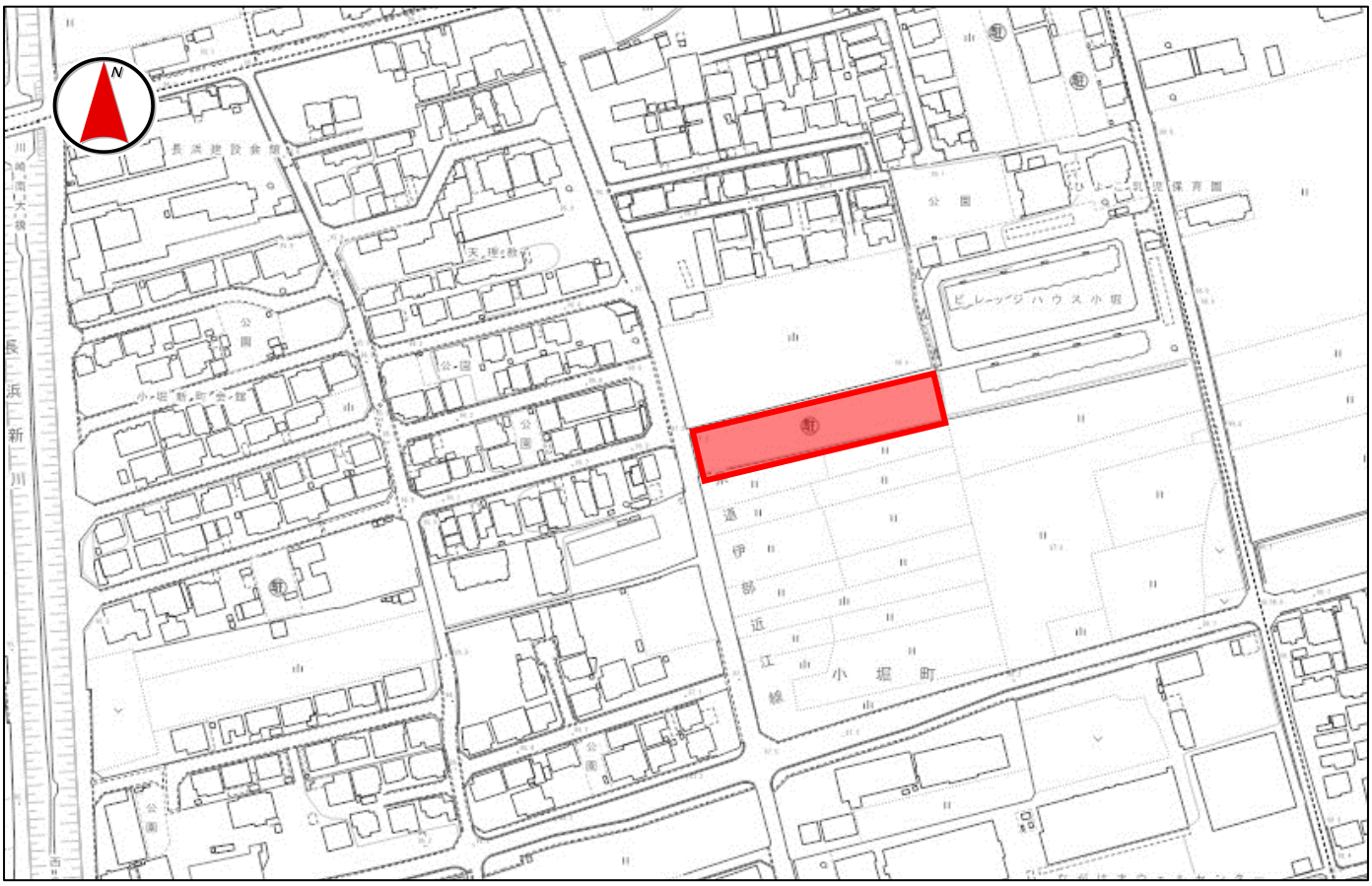

空撮写真



全部事項証明書

公用 滋賀県長浜市小堀町１０５－１　　全部事項証明書　　（土地）

表題部（土地の表示）	調製	平成１７年１月２４日	不動産番号	１６０３０００３００６８８
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	長浜市小堀町字農神		余白	

①地番	②地目	③地積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
１０５番１	田	９３２	余白
余白	雑種地	余白	②平成５年９月１日変更 〔平成１０年７月９日〕
余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１７年１月２４日
余白	余白	１７７３	③１０６番、１０６番１、１０６番２、１０７番を合筆 〔平成２８年４月８日〕
余白	余白	１８９８	③錯誤 〔平成２８年４月８日〕
余白	余白	１８７５	③１０５番１、１０５番３に分筆 〔令和３年２月２２日〕

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	[redacted]	[redacted]
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１７年１月２４日
2	所有権移転	[redacted]	[redacted]
3	所有権移転	平成２８年１月４日 第２２号	原因　平成２７年１２月２８日売買 所有者　滋賀県長浜市
4	合併による所有権登記	平成２８年４月１日 第３０６１号	所有者　滋賀県長浜市

＊「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。　整理番号　Ｄ８１５６２　（　１／１　）　１／２

公図

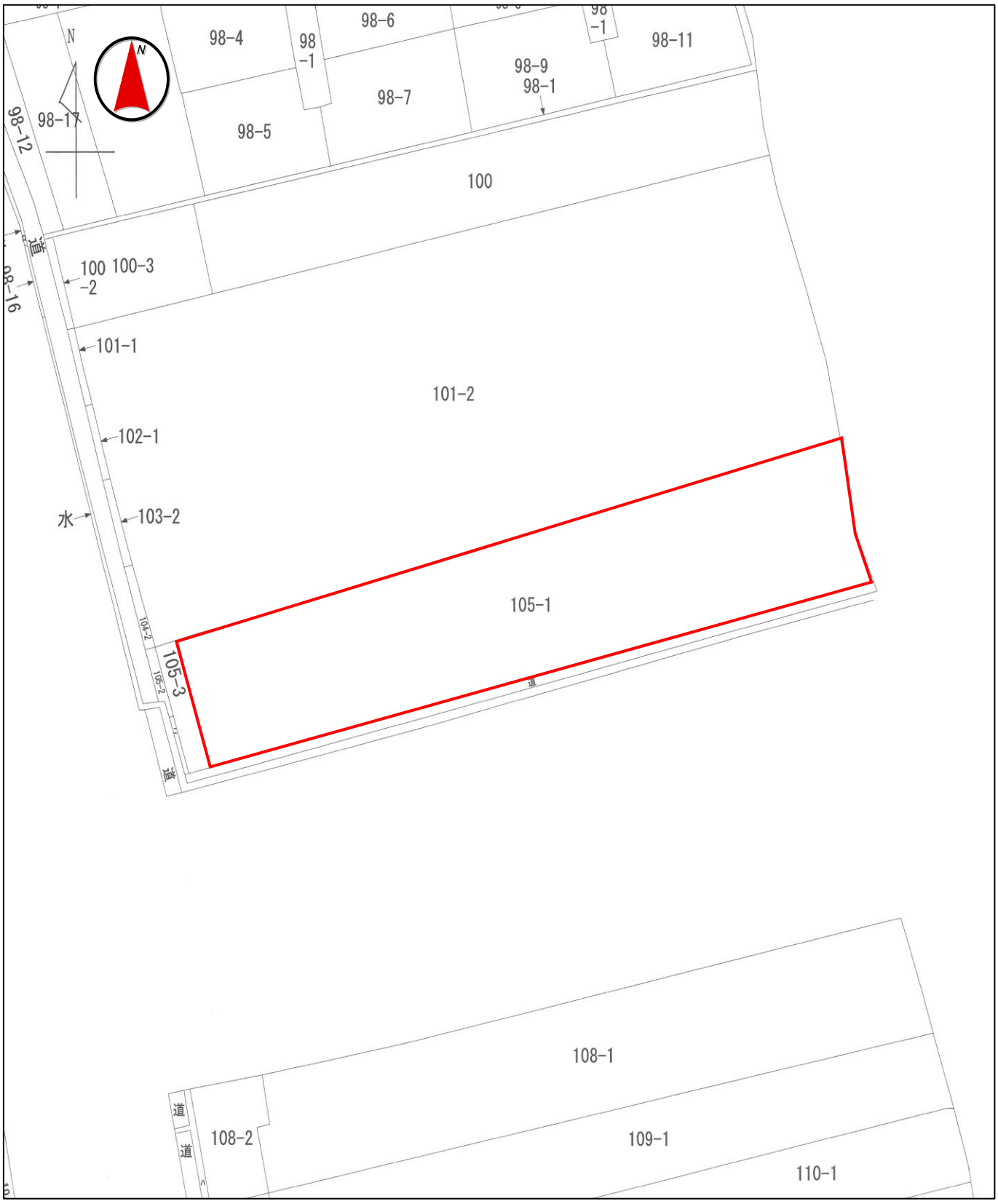
N
98-4
98-6
98-1
98-11
98-9
98-1
98-7
98-5
98-17
98-12
100
道
100-3
100-2
98-16
101-1
101-2
102-1
水
103-2
105-1
104-2
105-3
105-2
道
108-1
道
108-2
道
109-1
110-1

地積測量図

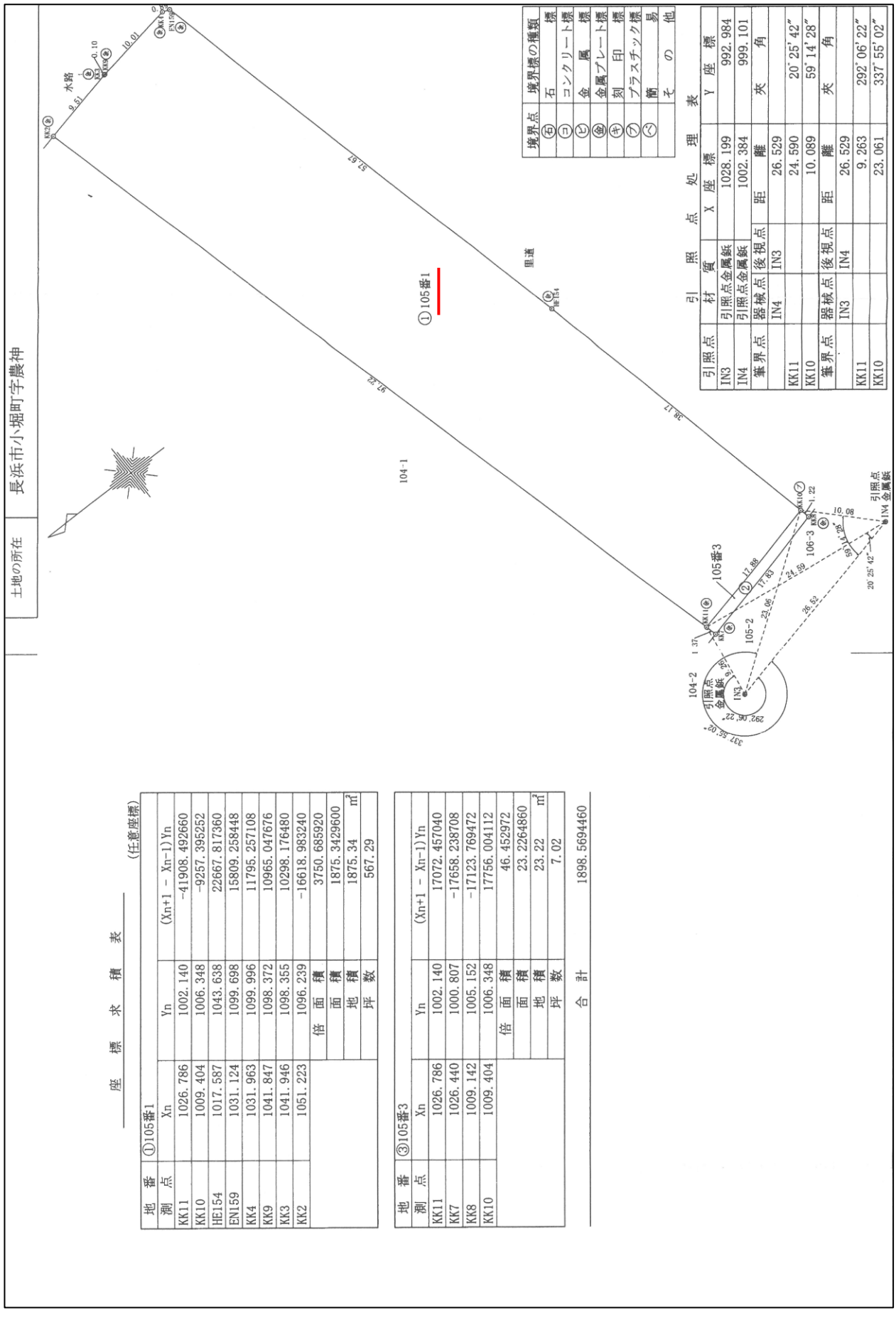

座 標 求 積 表 (任意座標)

地番	①105番1		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn-1)Yn
KK11	1026.786	1002.140	-41908.492660
KK10	1009.404	1006.348	-9257.395252
HE154	1017.587	1043.638	22667.817360
EN159	1031.124	1099.698	15809.258448
KK4	1031.963	1099.996	11795.257108
KK9	1041.847	1098.372	10965.047676
KK3	1041.946	1098.355	10298.176480
KK2	1051.223	1096.239	-16618.983240
		倍面積	3750.685920
		面積	1875.3429600
		地積	1875.34 m²
		坪数	567.29

地番	③105番3		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn-1)Yn
KK11	1026.786	1002.140	17072.457040
KK7	1026.440	1000.807	-17658.238708
KK8	1009.142	1005.152	-17123.769472
KK10	1009.404	1006.348	17756.004112
		倍面積	46.452972
		面積	23.2264860
		地積	23.22 m²
		坪数	7.02

合 計 1898.5694460

現地写真



西側より撮影



東側より撮影

平面図

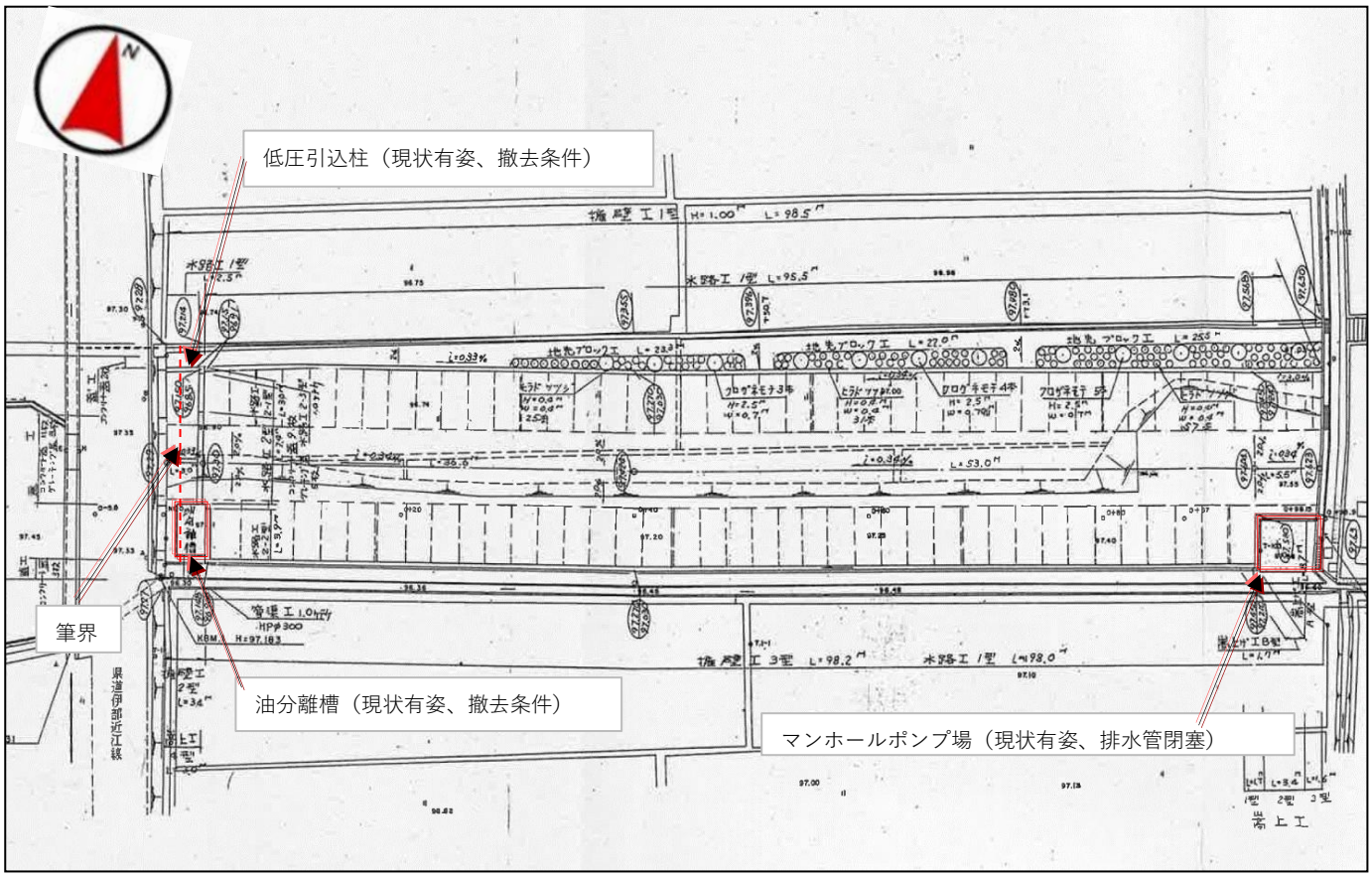
低圧引込柱（現状有姿、撤去条件）
筆界
油分離槽（現状有姿、撤去条件）
マンホールポンプ場（現状有姿、排水管閉塞）

構造図(油分離槽)

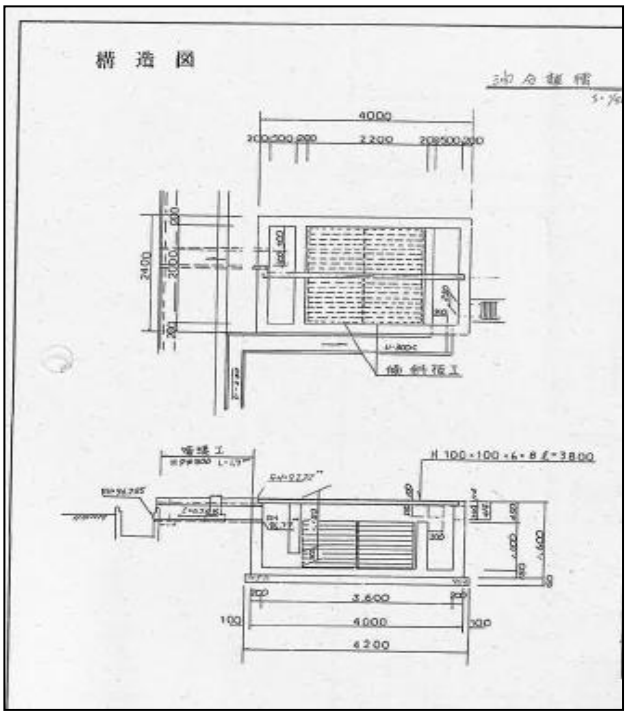
構造図
油分離槽
4000
2200
2400
傾斜板工
3600
4000
4200

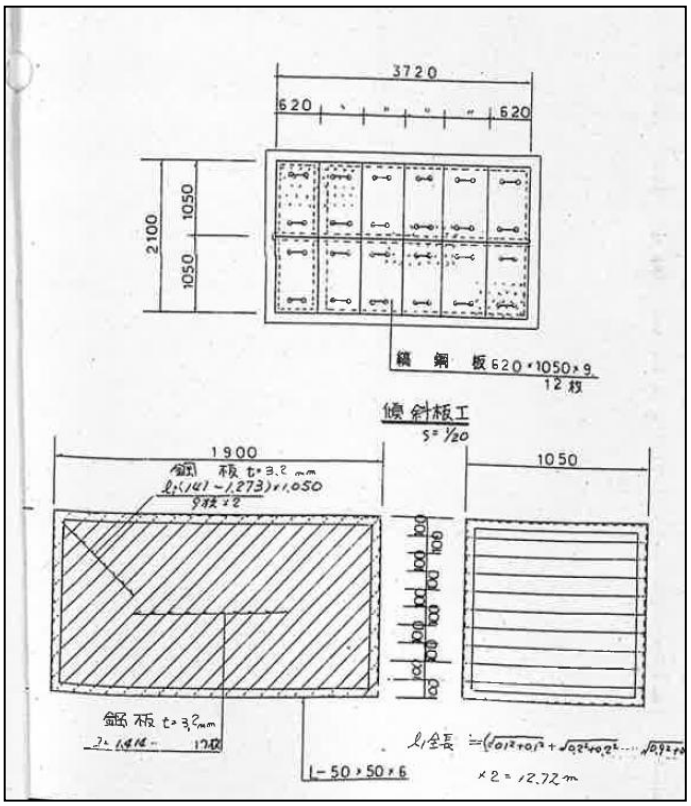
3720
620
620
2100
1050
1050
縞鋼板 620×1050×9
12枚
傾斜板工
S=1/20
1900
1050
鋼板 t=3.2mm
L-50×50×6

油分離槽(撤去関連図面)

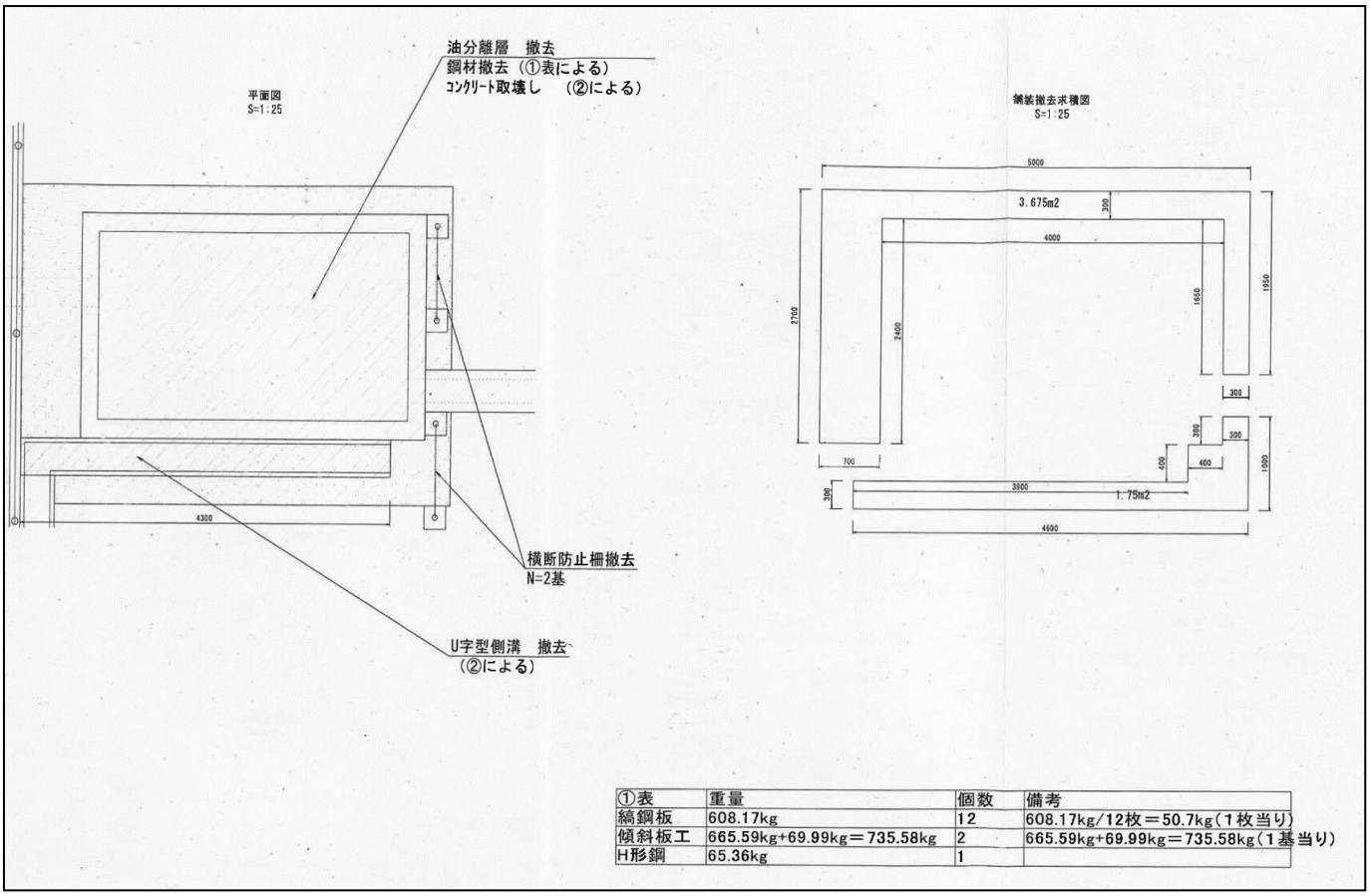

①表	重量	個数	備考
縞鋼板	608.17kg	12	608.17kg/12枚＝50.7kg（1枚当り）
傾斜板工	665.59kg+69.99kg＝735.58kg	2	665.59kg+69.99kg＝735.58kg（1基当り）
H形鋼	65.36kg	1	

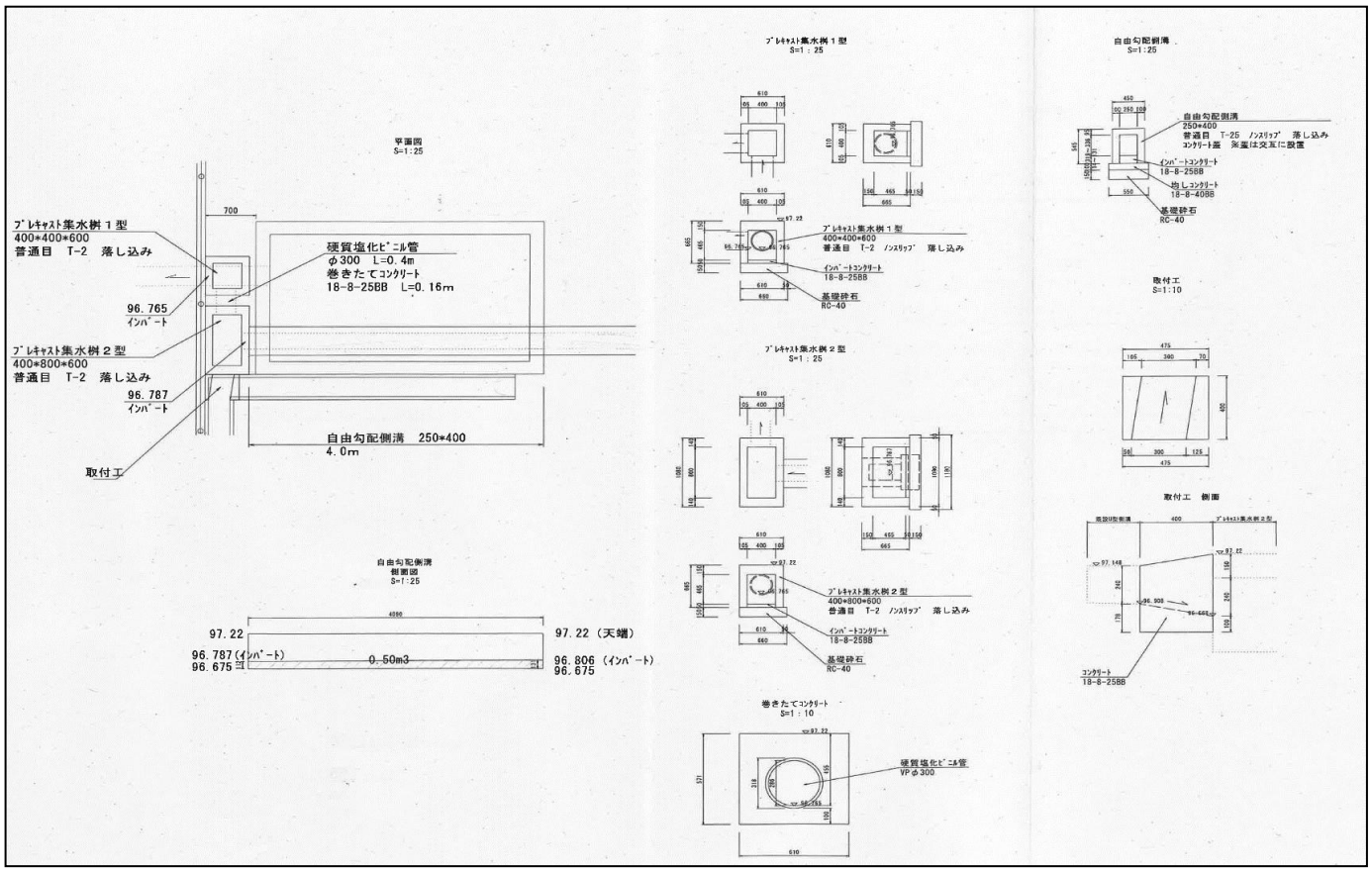

油分離槽(撤去関連図面)・構造図(マンホールポンプ場)

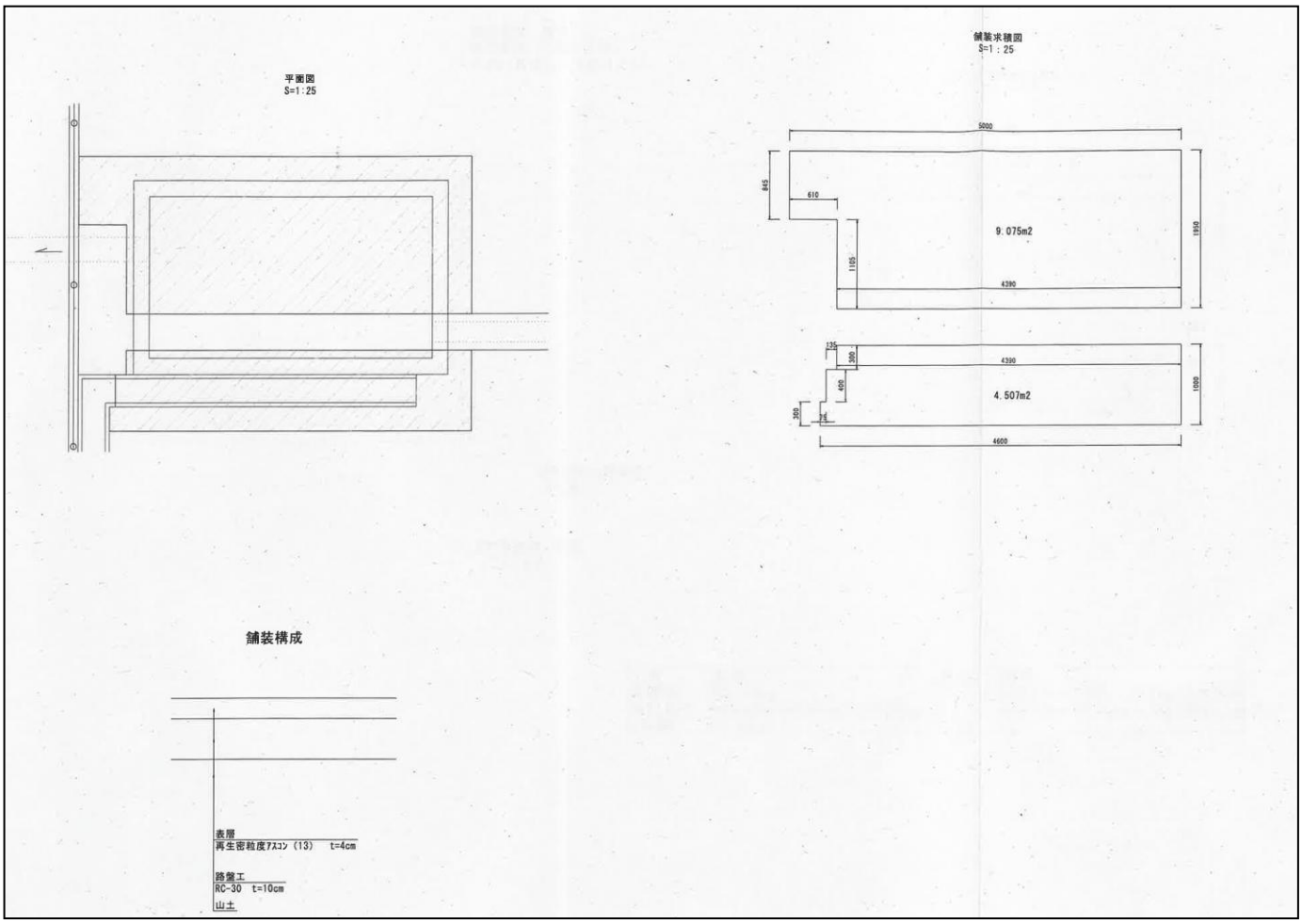

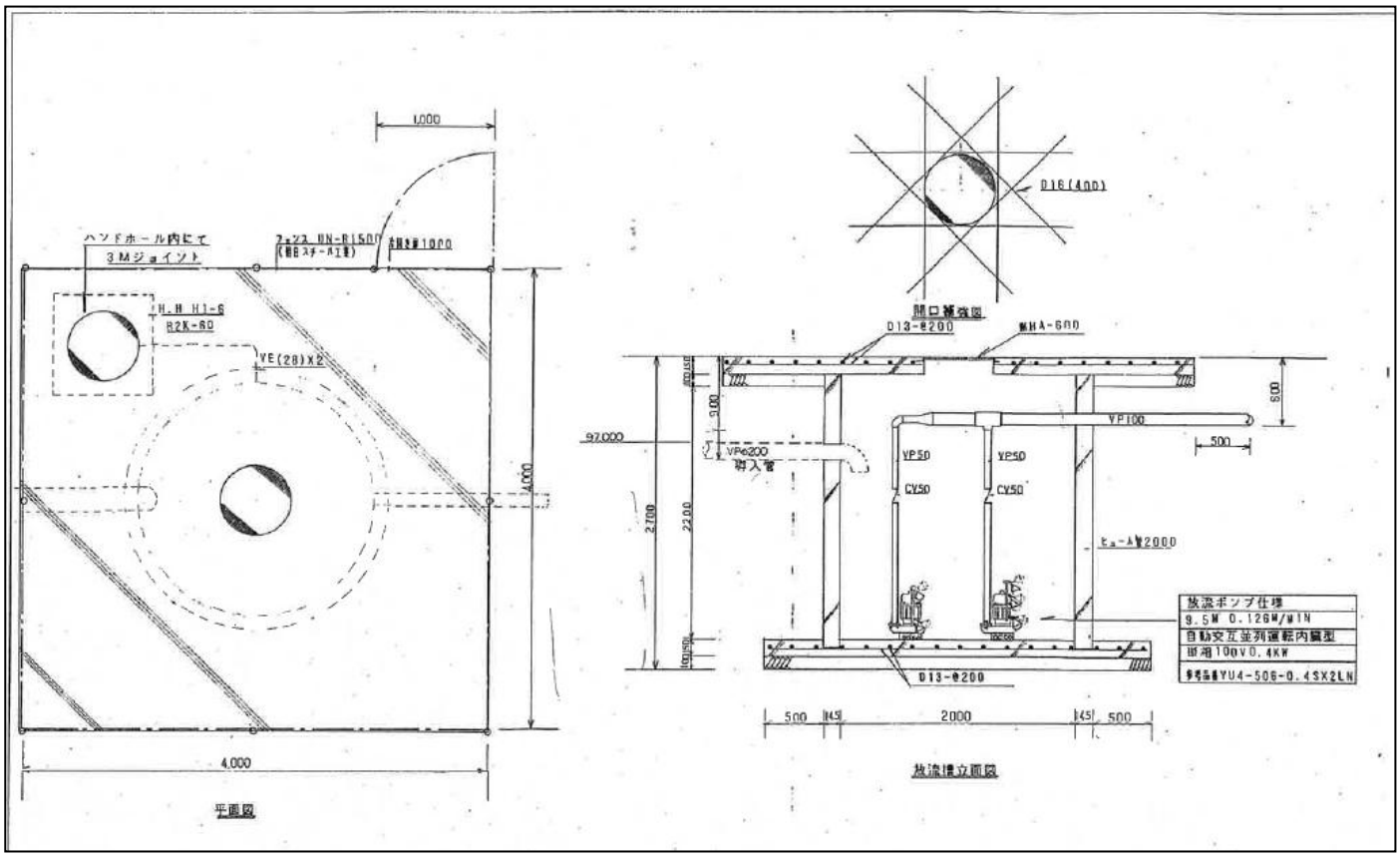

現況写真


西側より撮影
低圧引込柱　（現状有姿、撤去条件）
油分離槽（現状有姿、撤去条件）


東側より撮影
雇用促進住宅汚水排水用マンホールポンプ場
（現状有姿、排水管閉塞）

現況写真

油分離槽　雨水排水管

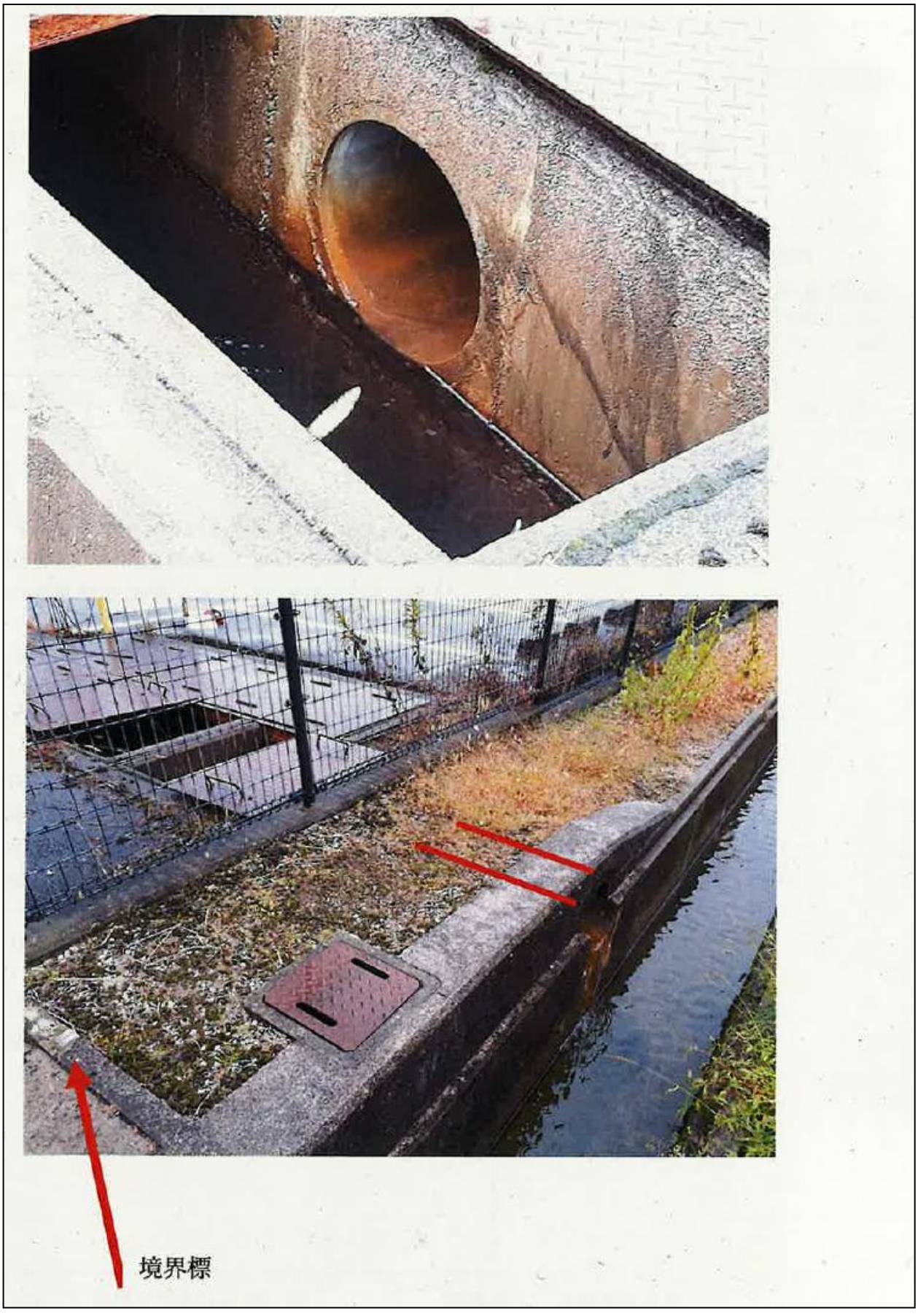

物　　件　　調　　書

物件番号	2	所在地	滋賀県長浜市湖北町速水字北中瀬2962番		
最低売却価格			26,077,000円		
面　積	実測面積　1,196.21㎡ 公簿面積　1,196.21㎡		地　目	現況地目：宅地 登記地目：宅地	
接面道路の状況	西側市道　現況幅員　約6．0m　舗装　有　高低差　一部有（等高から40cm程度） 北側市道　現況幅員　約10．2m　舗装　有　高低差　有（10cmから60cm程度） 東側市道　現況幅員　約4．5m　舗装　有　高低差　有（60cmから330cm程度） ※道路幅員は有効幅員で有蓋側溝を含む。				
法令等による制限	都市計画区域	長浜北部都市計画区域（非線引区域）	特定用途制限地域	田園居住地区	
	建　ぺ　い　率	70%	容　積　率	200%	
私道等の負担に関する事項		負担なし			

供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名 電話番号
	電気	関西電力		関西電力送配電（株） 0800－777－8810（コールセンター）
	ガス	プロパン		
	上水道	水道企業団	西側道路配管有	長浜水道企業団 0749－62－4101
	下水道	公共下水道	西側道路配管有	長浜市下水道施設課 0749－65－1601

現地までの交通機関		
	鉄道	JR北陸本線　河毛駅　物件の東方（道路距離）約1,200m
	バス	湖国バス(木之本米原線)　速水停留所　物件の南方（道路距離）約650m

備考

1．開発等（建築を含む。）にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合があります。買受けの申込みをする方は、あらかじめ長浜市都市計画課開発調整室（0749-65-6903）、長浜市建築課建築指導室（0749-65-6543）にご照会ください。

2．土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。

3．下水道管の敷地内への引き込みはされていませんので、公共汚水ますを設置される場合は長浜市下水道施設課へ申込み願います。なお、ます設置に係る受益者負担金が別途必要です。

4．上水道の引き込みはされていません。上水道を使用される場合は、長浜水道企業団へご連絡ください。なお、使用に係る費用は買受人で負担してください。

5．電気・ガス・給排水等の設備は、買受人の負担で整備してください。

6．当該物件の土壌調査、地盤調査等は行っていません。地下埋設物調査は一部実施済みです。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下等が発見されても市は一切責任を負いません。

7．現状有姿での引き渡しとなります。十分現地をご確認ください。

8．当該物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応

8．現状有姿での引き渡しとなります。十分現地をご確認ください。

※物件調書の記載内容についての問い合わせ：長浜市財政課財産活用政策室（0749-65-1717）

※この物件調書は、買受けの申込みをする方の参考資料です。

※申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

位　置　図

【物件番号2】



県道上山田八日市線
国道8号
湖北福祉ステーション
東浅井商工会
湖北支所
長浜市社会福祉協議会
長浜市役所湖北支所
湖北郵便局
県道郷野湖北線
新福橋
高時川運動広場
市立湖北図書館
湖北公民館
湖北文化ホール
山脇河毛浄水場
町速水



国道8号
びわコンクリート工業
広場
湖北町速水

公　図

【物件番号2】

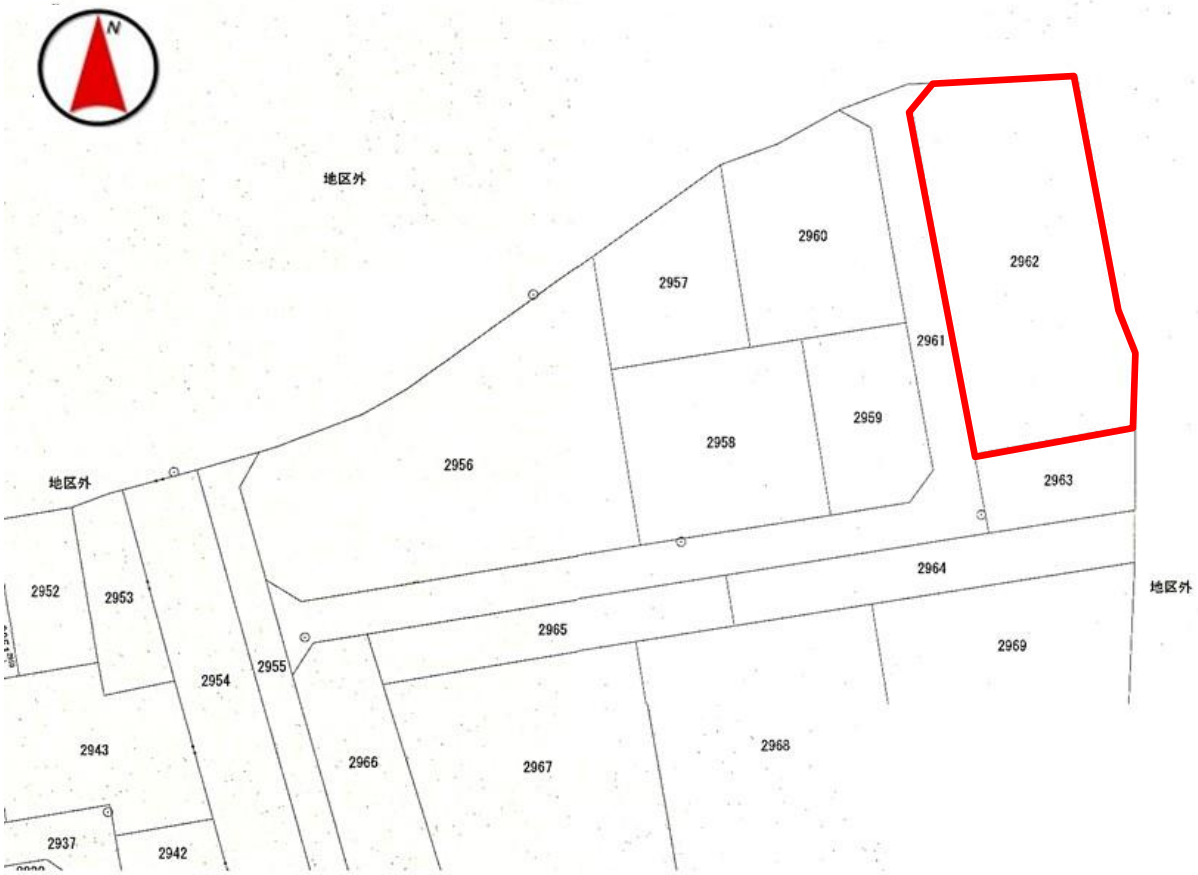
N
地区外
2960
2962
2957
2961
2959
2958
2956
地区外
2963
2964
地区外
2952
2953
2965
2969
2954
2955
2943
2966
2967
2968
2937
2942

画 地 図

【物件番号2】

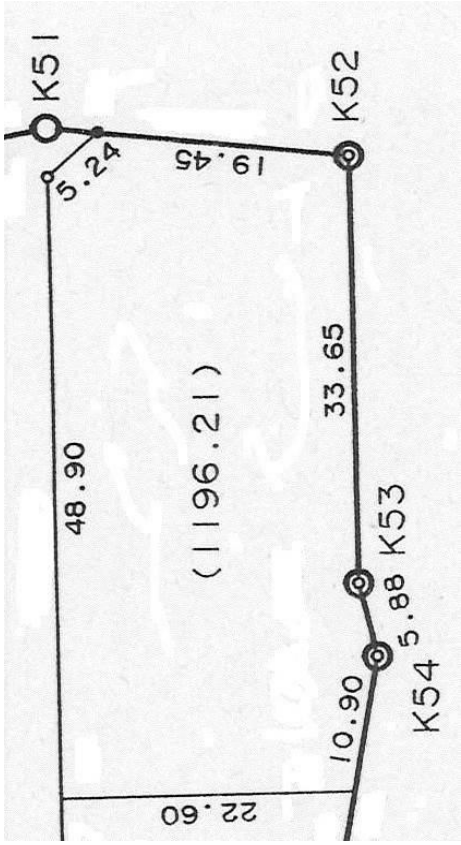

現 況 写 真

【物件番号2】



北側より撮影

物　　件　　調　　書

物件番号	3	所在地	滋賀県長浜市北野町字野神454番2
最低売却価格			916,000円

面　積	実測面積　186.15㎡ 公簿面積　186㎡	地　目	現況地目：雑種地 登記地目：雑種地
接面道路の状況	北側市道(市道谷口小倉線)　現況幅員　約4.0m～4.8m　舗装　有　高低差　無 ※道路幅員は有効幅員で無蓋側溝等は含まない。		

法令等による制限	都市計画区域	長浜北部都市計画区域 (非線引き都市計画区域)	特定用途制限地域	田園居住地区
	建　ぺ　い　率	70%	容　積　率	200%(道路幅員により制限有)
私道等の負担に関する事項		―		

供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事　業　所　名 電　話　番　号
	電気	関西電力	－	関西電力(株)彦根配電営業所 0800－777－8810(コールセンター)
	ガス	プロパンガス	－	
	上水道	長浜水道企業団	敷地内引込無	長浜市水道企業団 0749－62－4101
	下水道	公共下水道	敷地内引込無	長浜市下水道施設課 0749－65－1601

現地までの交通機関	鉄道	JR北陸本線　河毛駅　物件の南西方　(道路距離)約7.4km
	バス	お市ちゃんタクシー　「谷口」停留所　物件の南西方(道路距離)　約100m

備考

1. 開発等(建築を含む。)にあたって、 都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合があります。買受けの申込みをする方は、あらかじめ長浜市都市計画課開発調整室(0749-65-6903)、長浜市建築課建築指導室(0749-65-6543)に確認してください。

2. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。

3. 当該物件は、平成28年度まで旧浅井北簡易水道谷口配水池としての建物がありました。
なお、敷地北側舗装部分の地中に以前、配水用で使用していた管が2本埋設されたままになっています。
(水道本管とは接続されていません。)

4. 隣接地の境界部分の敷地内に関西電力㈱の電柱があります。

5. 水道管、下水道管、ガス管の敷地内への引き込みはされていません。
給排水、電気、ガス等の設備は、買受人の負担で対応してください。

6. 当該物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。
所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。

7. 当該物件は周知の遺跡(野神遺跡)に該当します。工事を行う場合は、長浜市文化観光課歴史まちづくり室文化財係(0749-65-6510)へ連絡、協議してください。また、工事を行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定により、工事着手の60日前までに発掘届等の書類を提出してください。

8. 現状有姿での引き渡しとなります。十分現地をご確認ください。

9. 西側隣接地から当該物件に樹木の空中越境があります。

10. 当該物件と隣接地の擁壁等について、地中において境界を越えている場合があります。
これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。

※物件調書の記載内容についての問い合わせ：長浜市財政課財産活用政策室(0749-65-1717)
※この物件調書は、買受けの申込みをする方の参考資料です。
※申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

位　置　図

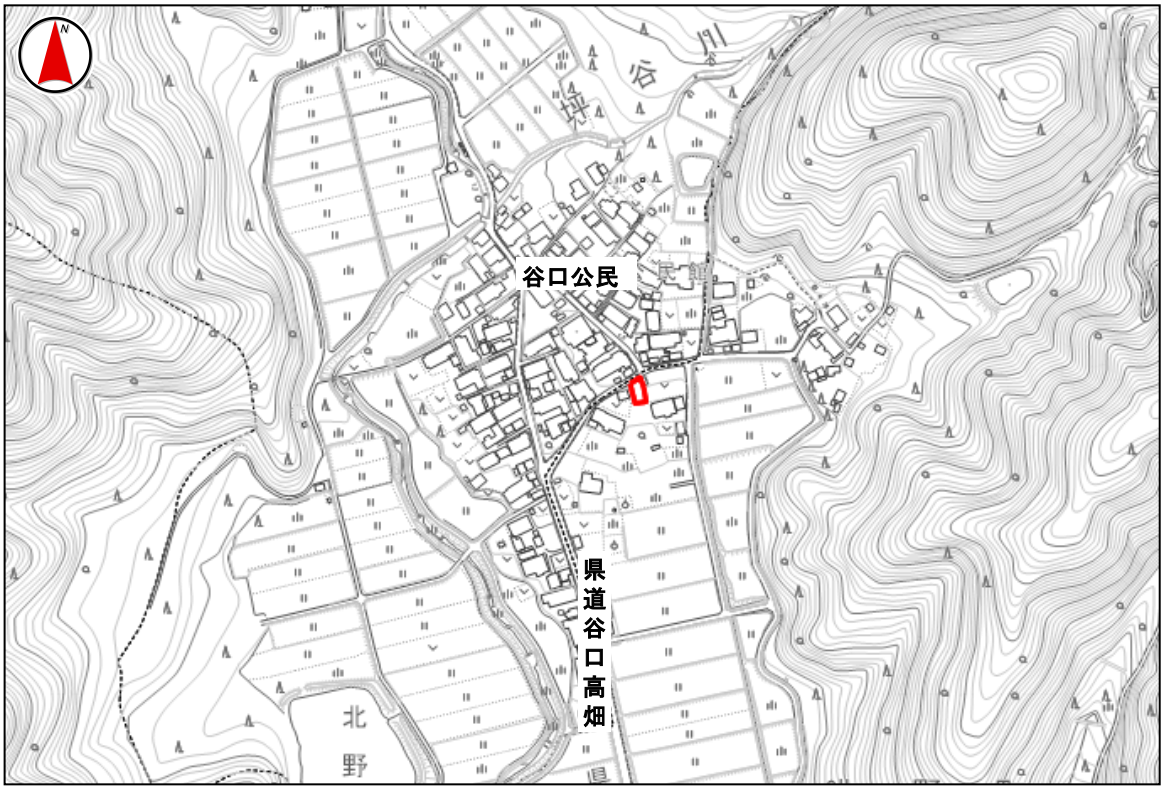



全部事項証明書

公用 滋賀県長浜市北野町４５４－２　　全部事項証明書　　（土地）

表題部（土地の表示）	調製	平成１７年１月２４日	不動産番号	１６０３０００８３６３５
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	東浅井郡浅井町大字北野字野神		余白	
	長浜市北野町字野神		平成１８年２月１３日行政区画変更 平成１８年３月６日登記	

①地番	②地目	③地積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
４５４番２	畑	１９８	４５４番から分筆 〔昭和５６年７月２１日〕
余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１７年１月２４日
余白	余白	１８６	③錯誤 ③４５４番２、４５４番３に分筆 〔令和５年３月２４日〕
余白	雑種地	余白	②平成２８年月日不詳地目変更 〔令和５年３月２４日〕

権利部（甲区）　（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和５６年７月２１日 第９１７３号	原因　昭和５６年４月２０日買収 所有者　東浅井郡浅井町 順位２番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１７年１月２４日
2	所有権移転	令和５年３月２４日 第２４８６号	原因　平成１８年２月１３日合併による承継 所有者　滋賀県長浜市

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

公　図

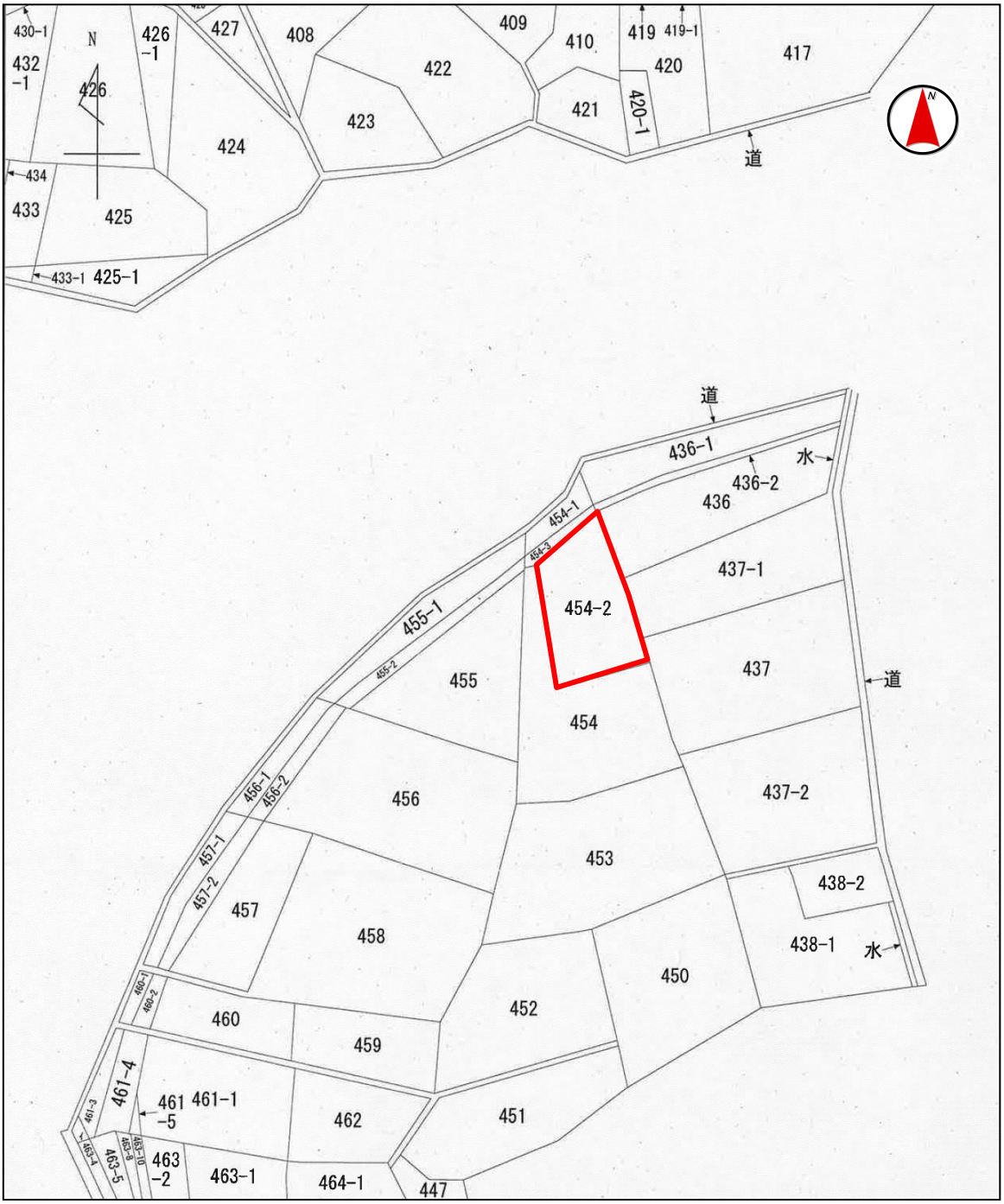
430-1
N
426
-1
427
408
409
410
419
419-1
417
432
-1
426
422
420
421
420-1
423
424
道
434
433
425
433-1
425-1
道
436-1
水
436-2
436
454-1
454-3
437-1
454-2
455-1
455-2
455
437
道
454
456-1
456-2
456
437-2
457-1
457-2
453
438-2
457
458
438-1
水
450
460-1
460-2
460
452
459
461-4
461-3
461
-5
461-1
462
451
463-4
463-5
463-8
463-10
463
-2
463-1
464-1
447

地積測量図

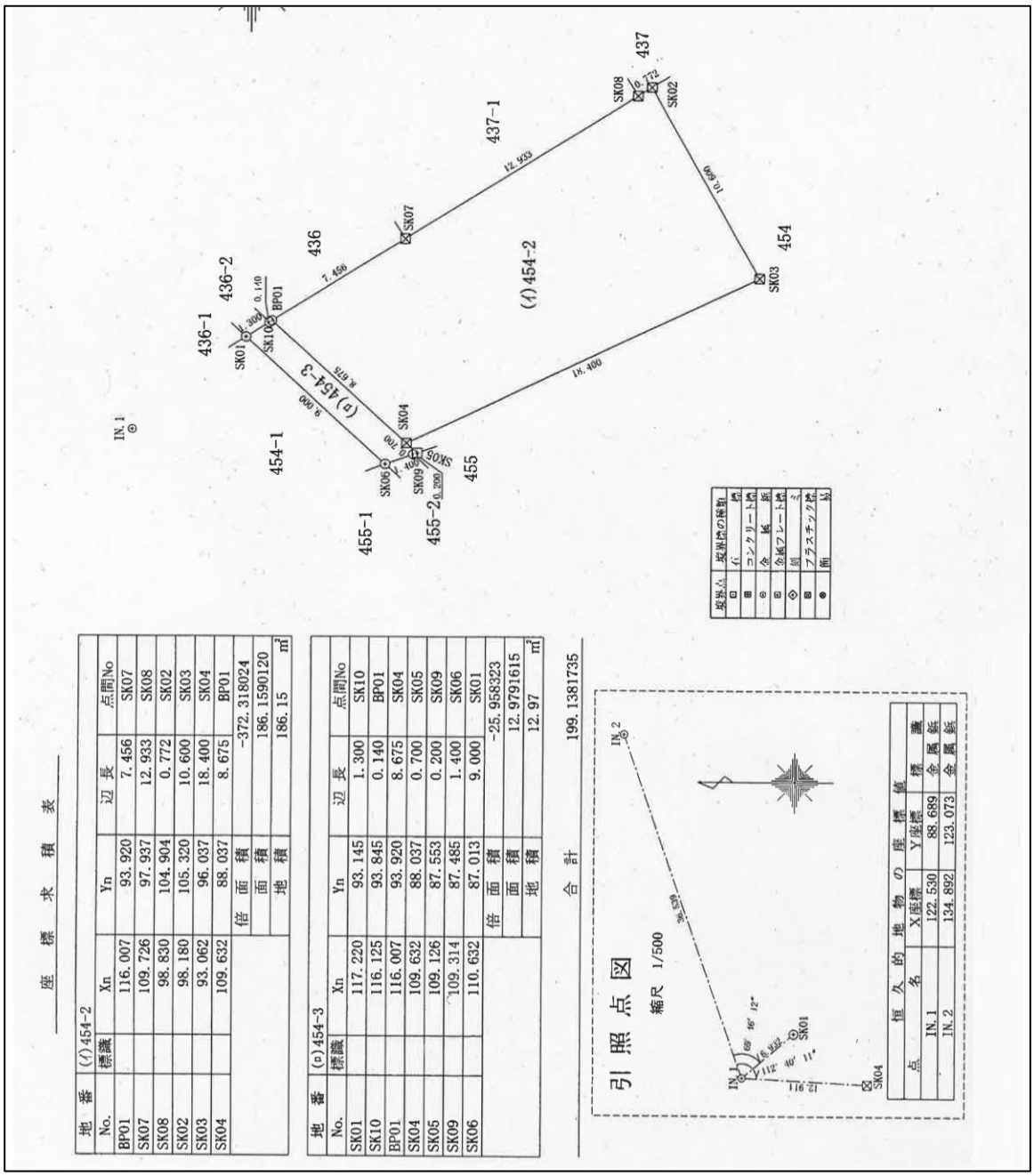

座標求積表

地番	(d)454-2				
No.	標識	Xn	Yn	辺長	点間No
BP01		116.007	93.920	7.456	SK07
SK07		109.726	97.937	12.933	SK08
SK08		98.830	104.904	0.772	SK02
SK02		98.180	105.320	10.600	SK03
SK03		93.062	96.037	18.400	SK04
SK04		109.632	88.037	8.675	BP01
			倍面積	-372.318024	
			面積	186.1590120	
			地積	186.15	m²

地番	(e)454-3				
No.	標識	Xn	Yn	辺長	点間No
SK01		117.220	93.145	1.300	SK10
SK10		116.125	93.845	0.140	BP01
BP01		116.007	93.920	8.675	SK04
SK04		109.632	88.037	0.700	SK05
SK05		109.126	87.553	0.200	SK09
SK09		109.314	87.485	1.400	SK06
SK06		110.632	87.013	9.000	SK01
			倍面積	-25.958323	
			面積	12.9791615	
			地積	12.97	m²

合計 199.1381735

現況写真



物件北側より撮影

物　　件　　調　　書

物件番号	4	所在地	滋賀県長浜市東上坂町字野神1533番7		
最低売却価格			1，690，000円		
面　積	実測面積　179．58㎡		地　目	現況地目：宅地 登記地目：宅地	
	公簿面積　179．58㎡				
接面道路の状況	東側市道　現況幅員　約7．1m　舗装　有　高低差　無 西側市道　現況幅員　約6．6m　舗装　有　高低差　無 南側市道　現況幅員　約6．9m　舗装　有　高低差　無				
法令等による制限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第一種住居地域	
	建　ぺ　い　率	60%	容　積　率	200%	
私道等の負担に関する事項		負担なし			

供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名 電話番号
	電気	関西電力		関西電力（株）0800－777－8810（コールセンター） 関西電力送配電（株）0800－777－3081（コールセンター）
	ガス	プロパン		
	上水道	水道企業団	南側道路から引込有	長浜水道企業団 0749－62－4101
	下水道	公共下水道	接面道路配管有	長浜市下水道施設課 0749－65－1601

現地までの交通機関		
	鉄道	JR北陸本線　長浜駅　物件の南西方　（道路距離）約7100m
	バス	湖国バス　千草東停留所　物件の南方　（道路距離）約500m

備考

1．開発等（建築を含む。）にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合があります。買受けの申込みをする方は、あらかじめ長浜市都市計画課開発調整室、（0749-65-6903）長浜市建築課建築指導室（0749-65-6543）にご照会ください。

2．土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。

3．下水道管の敷地内への引き込みはされていませんので、公共汚水ますを設置される場合は長浜市下水道施設課へ申込み願います。なお、ます設置に係る工事費の負担はありません。

4．上水道給水管（φ20㎜）が敷地内へ引き込みされていますが、水道メーターは設置されていません。上水道を使用される場合は、長浜水道企業団へご連絡ください。なお、使用に係る費用は買受人で負担してください。

5．電気・ガス・給排水等の設備は、買受人の負担で整備してください。

6．関西電力の電力柱1本及び支線1条の占用物件があります。また、電線類複数本の空中占用があります。

7．当該物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。
所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。

8．現状有姿での引き渡しとなります。十分現地をご確認ください。

9．当該物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。

※物件調書の記載内容についての問い合わせ：長浜市住宅課（0749-65-6533）

※この物件調書は、買受けの申込みをする方の参考資料です。

※申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

位　置　図





公　図

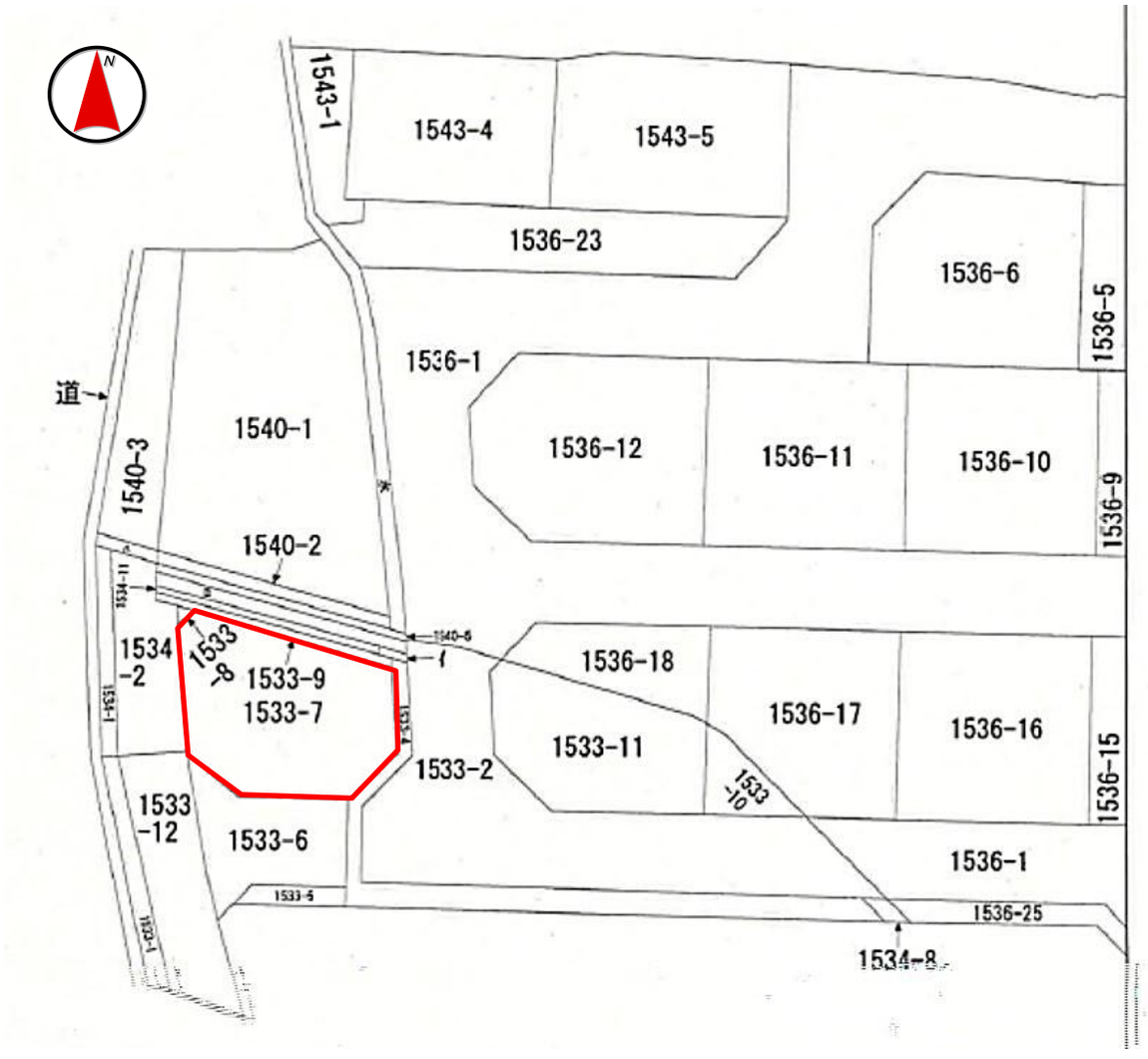
N
1543-1
1543-4
1543-5
1536-23
1536-6
1536-5
1536-1
道
1540-1
1540-3
1536-12
1536-11
1536-10
1536-9
1540-2
1534-11
1534-2
1533-8
1533-9
1533-7
1540-6
1536-18
1536-17
1536-16
1536-15
1533-11
1533-2
1533-10
1533-12
1533-6
1536-1
1533-5
1536-25
1534-8

画　地　図

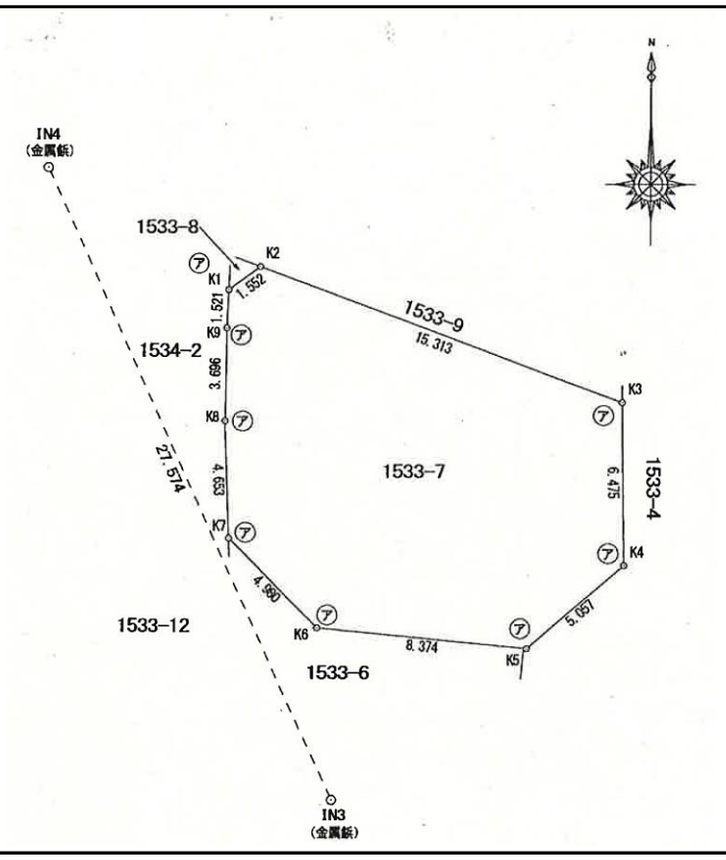

現 況 写 真



物件東から撮影

現 況 写 真



物件南西から撮影

物　　件　　調　　書

物件番号	5	所在地	滋賀県長浜市木之本町木之本字八ツ塚618番、618番1		
最低売却価格		5,577,000円			
面　積	実測面積　649．93㎡		地　目	現況地目　雑種地	
	公簿面積　649㎡			登記地目　雑種地	
接面道路の状況	東側：市道木之本八ツ塚線　現況幅員　約3.4m　舗装有 （建築基準法第42条第2項道路）				
法令等による制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域	特定用途制限地域	田園居住地区	
	建　ぺ　い　率	70%	容　積　率	300%	
私道等の負担に関する事項		負担なし			

供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名 電話番号
	電気	関西電力		関西電力送配電（株）彦根配電営業所 0800－777－8810（コールセンター）
	ガス	プロパン		
	上水道	水道企業団	東側道路配管有	長浜水道企業団北部営業所 0749－82－6031
	下水道	公共下水道	東側道路配管有	長浜市下水道施設課 0749－65－1601

現地までの交通機関	鉄道	JR木ノ本駅（道路距離）約0．7km

備考

1．開発等（建築を含む。）にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合があります。買受けの申込みをする方は、あらかじめ長浜市都市計画課開発調整室（0749-65-6903）、建築課建築指導室（0749-65-6543）に照会ください。

2．上水道の引き込みはされていません。上水道を使用される場合は、長浜水道企業団北部営業所（0749-82-6031）へご連絡ください。なお、使用に係る費用は買受人で負担してください。

3．下水道管の敷地内への引き込みはされていません。公共汚水ますを設置される場合は、長浜市下水道施設課（0749-65-1601）へ申込みをしてください。なお、ます設置に係る工事負担金が別途必要です。

4．電気・ガス・給排水等は、買受人の負担で整備してください。

5．敷地内南西側に関電柱1本、支線1条が設置されています。

6．当該物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。

7．土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。

8．現状有姿（ネットフェンス等含む）での引き渡しとなります。十分現地をご確認ください。

9．本件土地と隣接地の擁壁等について、地上及び地下において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。

10．本件土地は、浸水想定区域（0.5未満）に該当します。詳しくは長浜市防災危機管理課（0749-65-6555）にお問合わせください。

※ 物件調書の記載内容についての問合せ先：長浜市住宅課（0749-65-6533）

※ この物件調書は、入札参加者の参考資料です。

※ 申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

位　置　図　①

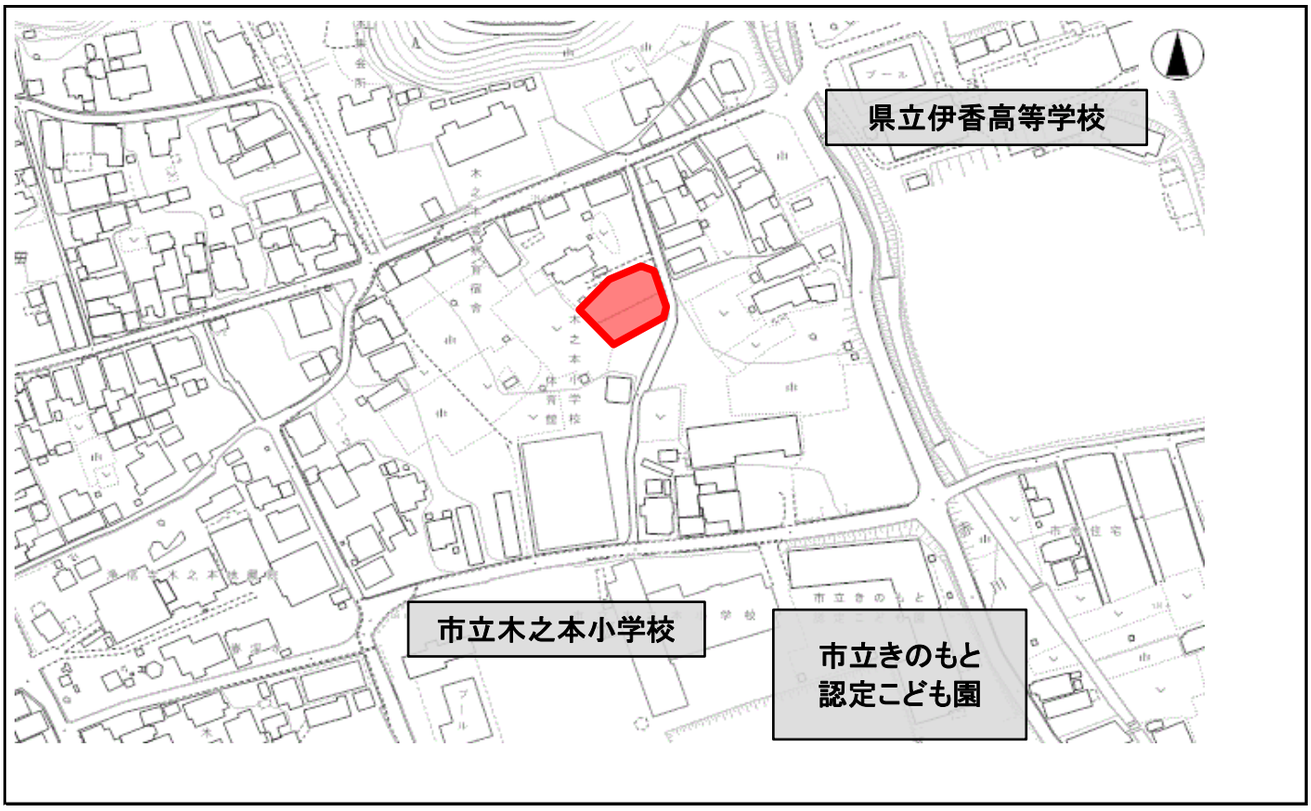
県立伊香高等学校
市立木之本小学校
市立きのもと
認定こども園

位　置　図　②


県立伊香高等学校
市立木之本小学校
市立きのもと
認定こども園

現況写真



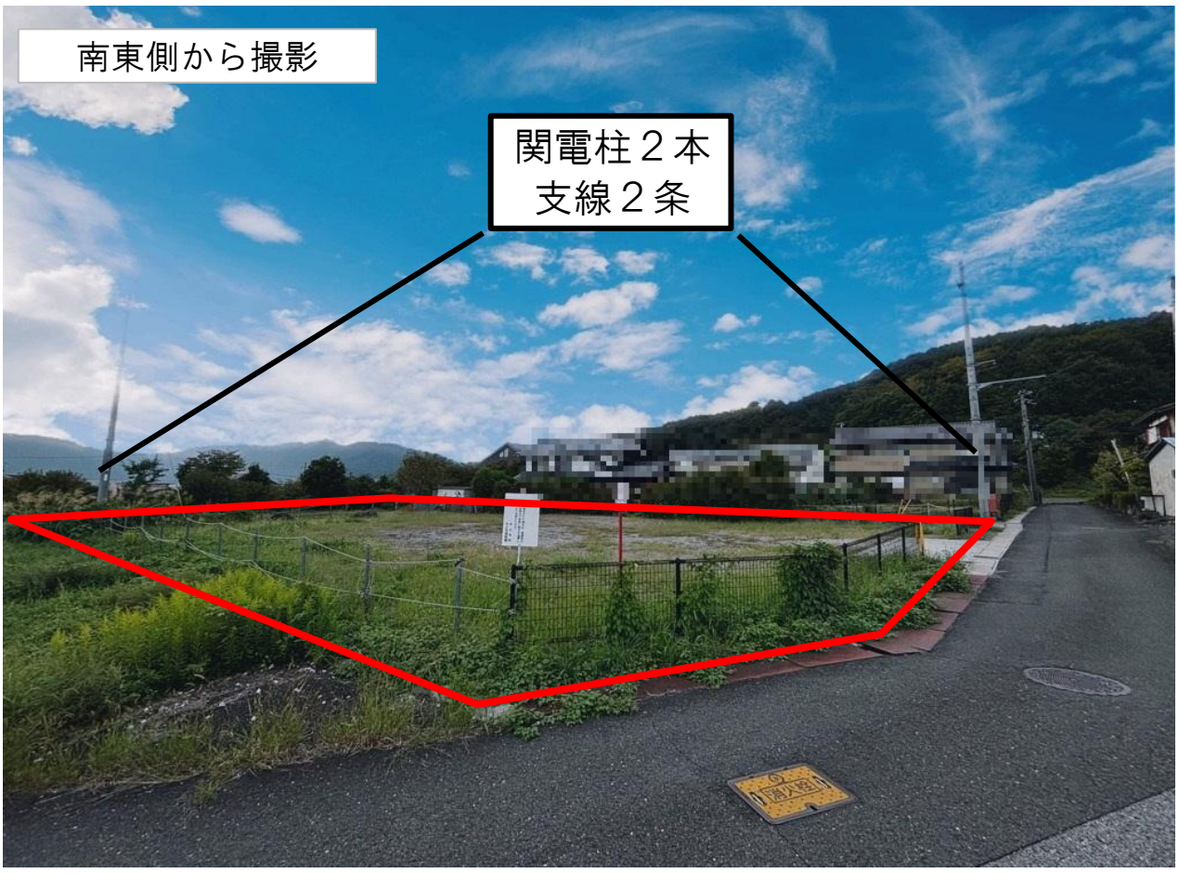

北西側から撮影



前面道路の状況



物　　件　　調　　書

物件番号	6	所在地	長浜市高畑町字油田333番		
最低売却価格			2,440,000円		
面　積	実測面積　413.05㎡		地　目	現況地目　宅地 登記地目　宅地	
	公簿面積　413.05㎡				
接面道路の状況	南側:市道高畑地内5号線 現況幅員　約4.4m　舗装済				
法令等による制限	都市計画区域		非線引き都市計画区域 (長浜北部都市計画区域)	用途地域	特定用途制限地域 (田園居住地区)
	建　ぺ　い　率		70%	容　積　率	200%
私道等の負担に関する事項			負担なし		

供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名 電話番号
	電気	関西電力	－	関西電力送配電(株)　彦根配電営業所 0800-777-8810(コールセンター)
	ガス	プロパンガス	－	
	上水道	水道企業団	前面道路本管無 敷地内引込無	長浜水道企業団 0749-62-4101
	下水道	公共下水道	前面道路本管無 敷地内引込無	長浜市下水道施設課 0749-65-1601

現地までの交通機関		
	鉄道	JR北陸本線　河毛駅　物件の概ね西　(道路距離)約5.5km
	バス・乗合	お市ちゃんタクシー「田根まちづくりセンター」停留所　物件の西方(道路距離)約90m

備考

1. 開発等(建築を含む。)にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合があります。買受けの申込みをする方は、あらかじめ長浜市都市計画課開発調整室(0749-65-6903)、長浜市建築課建築指導室(0749-65-6543)に確認してください。

2. 前面道路に上水道本管の敷設はありません。県道谷口高畑線に沿って埋設されている本管(φ75)から市道高畑地内5号線をとおして敷地内へ引き込みする工事が必要となります。詳細については、長浜水道企業団(0749-62-4101)へ確認してください。なお、水道の使用を希望する場合、水道加入や接続手続きに係る費用は買受人で負担してください。

3. 前面道路に下水道本管の敷設はありません。下水道の使用を希望する場合、県道谷口高畑線に沿って埋設されている下水道本管(φ200)への接続は可能ですが、接続可能な時期、具体的な処理容量及び処理水の水質基準等については、長浜市下水道施設課(0749-65-1601)へ相談してください。前面道路までの管路延長に伴う工事費の負担はございませんが、下水道管の引き込みに係る工事費は買受人で負担してください。

4. 電気・ガス等の整備は、買受人の負担で整備してください。

5. 本件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。

6. 本件土地の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。

7. 敷地南側には道路側溝(水路)があるため、敷地への乗入れの際は占用許可が必要となる場合があります。詳しくは、長浜市建設監理課(0749-65-6534)へ相談してください。

8. 敷地北側及び東側に流れる水路は隣接者の土地に所在する個人用水路であるため、排水しないようにしてください。また、水路を経由して防火水槽に水が流入する設計となっているため、水路へ廃棄物や有害物質(油・洗剤・農薬用)を流してはいけません。

9. 敷地北西の隅には、上流(北)から流水を横断させる暗渠構造物が埋設されていますので、その旨了解するとともに、定期的に水路の清掃を行ってください。暗渠構造物は、備考8に示す隣接者の個人用水路へ水を流すため利用されているので撤去はできません。

10. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。

11. 現状有姿での引き渡しとなります。十分現地をご確認ください。

※物件調書の記載内容についての問い合わせ:長浜市市民活躍課(0749-65-8711)

※この物件調書は、買受けの申込みをする方の参考資料です。

※申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

位置図

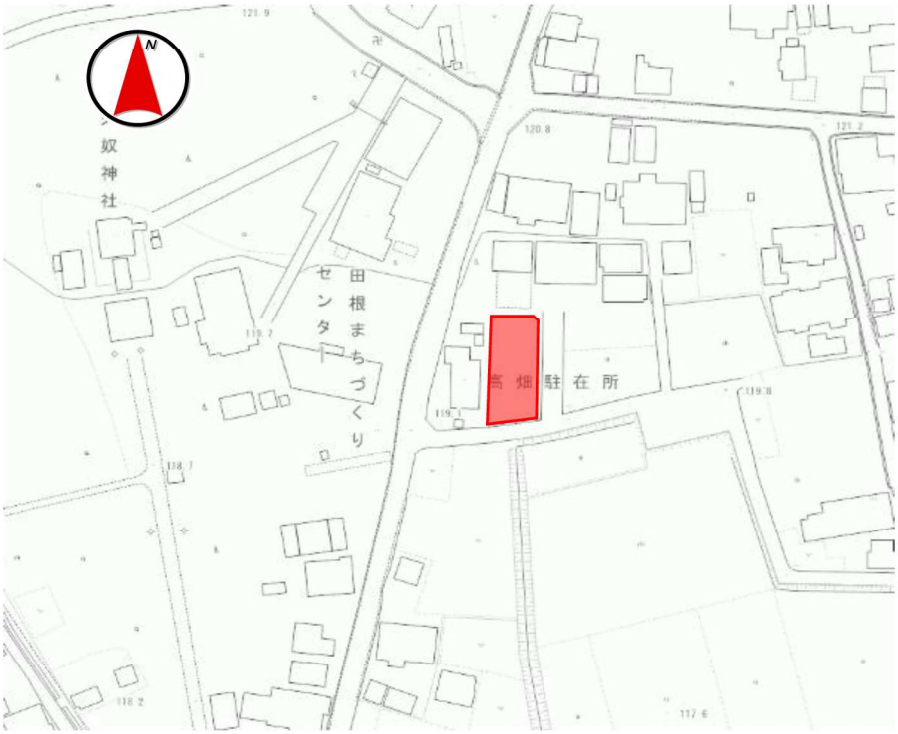

空撮写真



現地写真






北西側より撮影

公図

物件番号６

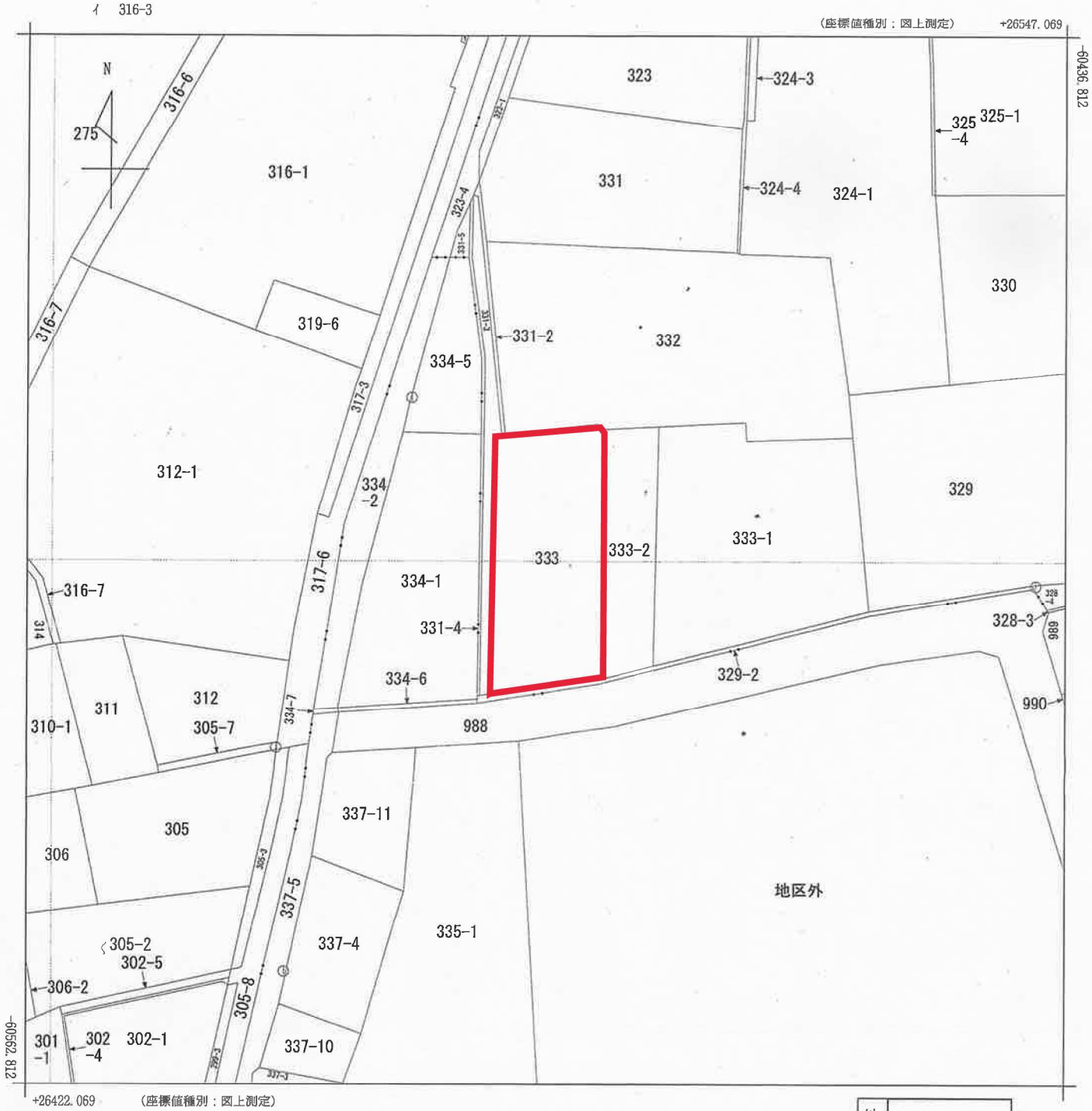

請求部分	所在	長浜市高畑町字油田				地番	333番		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅵ	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日	平成18年2月			備付年月日(原図)	平成20年1月18日	補記事項			

請求番号：17-3
(1/1)

公用

全部事項証明書

表題部（土地の表示）	調製	平成１７年１月２４日	不動産番号	１６０３０００９６７９１
地図番号	Ｑ１　２１－４・Ｑ１　３１－２	筆界特定	余白	

所在		
	東浅井郡浅井町大字高畑字油田	余白
	長浜市高畑町字油田	平成１８年２月１３日行政区画変更 平成１８年３月２日登記

①地番	②地目	③地積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
３３３番	宅地	４２９　７５	余白
余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１７年１月２４日
余白	余白	４１３　０５	③錯誤 国土調査による成果 〔平成１９年１０月１１日〕

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
１	所有権移転	平成１０年３月１２日 第３１４５号	原因　平成９年４月１日合併 所有者　長浜市公園町９番２３号 北びわこ農業協同組合 順位７番の登記を移記
付記１号	１番登記名義人表示変更	平成１８年３月７日 第３２８５号	原因　平成１０年１１月２４日主たる事務所移転 平成１３年２月２４日地番変更 主たる事務所　東浅井郡湖北町大字速水２７２１番地
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１７年１月２４日
２	所有権移転	平成１８年５月１７日 第６８６３号	原因　平成１８年４月２５日売買 所有者　長浜市

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和８年５月７日
大津地方法務局長浜支局　　登記官　山添亜都子

＊「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。　整理番号　Ｄ１９３１７　（３／３）　１／１

1:300 筆図形

縮　尺:1/300
座標系:VI
測地系:世界測地系

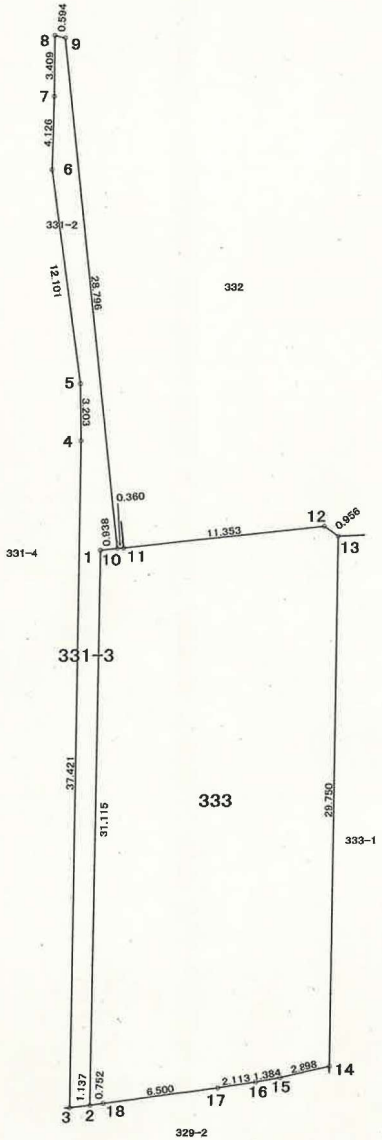

測量図

物件番号6

公用

※この資料は地籍調査実施時の成果に基づくものです。土地に関する証明は法務局が行うものであり、この資料はそれに代わるものではありません。－長浜市－

現況図

長浜市高畑町字油田

S=1/250

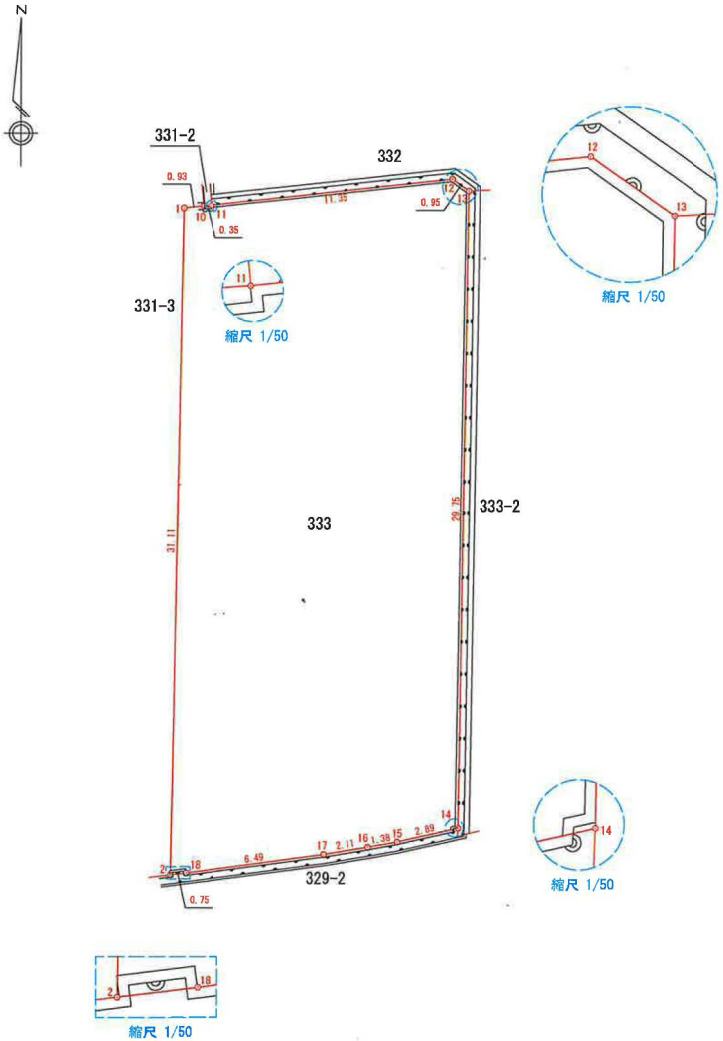

座　標　求　積　表

地番	333			
点名	標識	X	Y	辺長
1	( )	-60484.961	26478.170	31.11
2	( )	-60516.071	26477.616	0.75
18	( )	-60515.977	26478.362	6.49
17	( )	-60515.129	26484.806	2.11
16	( )	-60514.790	26486.892	1.38
15	( )	-60514.545	26488.254	2.89
14	( )	-60513.908	26491.081	29.75
13	( )	-60484.161	26491.525	0.95
12	( )	-60483.606	26490.747	11.35
11	( )	-60484.826	26479.460	0.35
10	( )	-60484.850	26479.101	0.93
	倍面積		826.1052800	
	面積		413.0526400	
	地積		413.05 ㎡	

地籍調査実施時の成果による

作成日　令和８年２月２４日

作成者　（公社）滋賀県公共嘱託登記
土地家屋調査士協会社員
土地家屋調査士　牛場隆雄